

HCE フランス共和国女男平等高等評議会

女性に対する
オンライン暴力の不処罰を根絶する：
被害者の緊急な要求

要旨

ハリウッドの映画プロデューサー、ハーヴェイ・ワインスタインの性的暴力が明らかになったことが契機となって、全世界で女性がメディアやソーシャル・ネットワークを通じて#Balanceforrape や#MeToo によって自分たちが受けた暴力を告発するようになった。デジタル空間は自分たちの主張を発信するために団結して行動する決意をした女性たちにとって素晴らしい動員の空間となった。

だが、たとえデジタル空間と新しい情報通信技術（NICT）が集団的意思表示と動員の手段になるとは言っても、サイバースペースが女性にとって常に安全な空間であるとは限らない。実際、この空間で彼女たちが受けた暴力の被害は膨大である。国連の最近の女性に関する報告によれば、女性の73%がネット上（オンライン）で暴力被害を受けたと述べている。またそのうちの18%はネット上で深刻な形態の暴力に直面している（UN ウィメン）。これらの被害はいずれも女性に対する暴力に属している：

- その形態は、侮辱、モラル及びセクシュアル・ハラスメント、脅迫などである。
- その原因は同じで、性差別と男性支配である。
- またいずれも被害者の健康や社会生活やプライバシーに対して同じ影響を及ぼす。

“女性に対するオンライン暴力”VS“女性に対するサイバー暴力”

女男平等高等評議会は「女性に対するオンライン暴力」という用語を用いている。これは「サイバー」という接頭語が、あたかも暴力が現実とは別の空間、バーチャルな空間で行われているように思わせるからである。バーチャルという用語の意味しているのは、実際の影響を及ぼすことのない単なる可能性である。「実際に存在しないこと」を意味して使用されることも多い。しかし、女性に対する暴力は現実であり、被害者にとっては悲劇的な結末をもたらすこともある。

この攻撃のめざす目的は一つ、女性の地位をコントロールすることだ。それはカップルにおいても、サイバースペースのような公共空間においても同じである。したがって本報告では女性に対するオンライン暴力の2つの主要な形態を検討する。

- **カップルにおけるサイバーストーキング**とは、配偶者の片方がデジタルサービスを利用して、もう片方の配偶者あるいは元配偶者に対し、その活動（移動、社会活動、出費、様々な事務的活動など）を監視・コントロールすることを目的としている。対象者に知られずに行われている場合もある。

フランスにおけるこの現象に関する数値データは少ないが、外国で実施された調査及び暴力被害者の女性の支援団体の増加ぶりから、この現象が相当の規模で広がっていることが推測される。イギリスの暴力被害者女性を受け入れている主要団体の一つ Women's

Aid がイギリスで実施した調査では、受け入れた女性の 85%が実生活とデジタル生活の両方において暴力を受け、その 29%はユーザーの位置特定・監視ソフトによるものであった。

- **性差別的ハラスメントと性的ハラスメントは、ただ女性であるという理由で女性に対し特定の発言や行動を強制する行動で、その目的あるいは結果は相手を怖気づかせる、侮辱する、品位を汚すなどして尊厳を傷つけることである。**

⇒ **HCE と提携機関が実施した SNS の性差別に関する最初の新形式の調査は、ヘイトスピーチについては非常に広範な不処罰があり、コンテンツモデレーション(*1)は不十分、いきあたりばったりで段階的でなく、遅すぎることもしばしばあることを明らかにした。性差別的な内容のうち実際に削除されたのは 8%にすぎない。**

SNS 上でのヘイトスピーチは、SNS で意見を主張する女性全員を標的にしているが、なかでも

—若い女性：12 歳から 15 歳の少女の 5 人に 1 人が、容姿（体重、その他の身体的特徴すべて）についてオンラインで悪口を言われたと報告している。

—性差別を告発する女性：最近の新聞記者、女性政治家、フェミニスト活動家に対する襲撃がこれを証明している。2016 年 6 月、ユーチューバー女性マリオン・セクランは、ストーリー・ハラスメントを告発するビデオを発表したことで、性差別的悪口、レイプや殺人の脅し、のメッセージを 4 万通以上も受けとった。

HCE は、デジタルツールを使用した女性に対する暴力の 2 つの形態を特定した。オンライン小児性犯罪とサイバー売春斡旋である。HCE としてはこれら 2 種類の暴力と、先に挙げた暴力とを区別する。実際、前者では暴力はデジタル空間上でオンラインで行われ、後者の場合にはデジタル空間は加害者と被害者との間の媒体にすぎず、暴力は“現実”の空間で行われる。これはレイプである。オンライン小児性犯罪とサイバー売春斡旋については 64 ページから 67 ページで詳しく述べる。

女性に対するオンライン暴力の不処罰を根絶するため HCE は 5 つの軸にそって 28 の勧告を提起する。

軸 1：オンラインでの女性に対する暴力の規模と不処罰への認識を高め、法律を進化させる

オンラインでの女性に対する暴力は、その大半があまりにもしばしば無法地帯と考えられているネット上で行われているために、被害者や証人も、これを平凡なことと見なしている。そのため以下が急務である：

*1 不適切なコンテンツを発見したとき削除する仕組み（コンテンツの適正化）

- 規模を可視化するためにこれらの暴力を測定し、数値化する。
- 特に全国啓発キャンペーンなどの機会を利用し、法律が課している禁止事項を改めて周知させる。性差別的悪口、レイプの脅し、悪意のメッセージを何度も送るなど、法律で規制の対象となっているオンラインでの女性に対する暴力の数は非常に多い。しかし、法律の余白での進化は可能で、それによって新しい状況やデジタル空間が加害者に提供する新たな活動の場により良く対応した法律の改定は可能である（例えば新聞法違反の時効期限の延長、ハラスメントの定義を見直し、襲撃をハラスメントに加えるなど。）

軸2：カップルの中のサイバーストーキング撲滅の手段を周知させ、強化する。

情報通信技術（ICT）が女性に対する暴力にどのような役割を果たすのかについて、暴力被害者を受け入れる団体職員、警察官、治安維持業務の職員、法律家（裁判官、弁護士）をはじめ専門家による認識も不十分である。これら専門職の養成を強化し、サイバーコントロールに関する実用マニュアルをツールとして提供することが急がれる。

情報技術産業もまた、サイバーストーキング撲滅の闘いに果たすべき役割がある。この業界で活動する人々は、管理ソフトの安価な自由販売が引き起こす危険の重大性を認識し、その悪用を防止する効果的な技術を開発することが急がれる。

軸3：オンラインの性差別的ハラスメントや性的ハラスメントの不処罰を根絶する

オンラインの性差別的ハラスメントや性的ハラスメントを根絶するには、SNSの動員が優先される。SNSが男女全員にとって真に自由な空間になるには、通報プロセスやコンテンツモデレーションのルールを強化しなければならない。法律によって、通報に対し24時間以内に対応することを義務化しなければならない。

軸4：オンライン小児性犯罪とサイバー売春斡旋撲滅の闘いを強化する

小児性犯罪とサイバー売春は国や社会によって広く特定されているが、新ICT（NICT）の発達によるこれらの犯罪の拡大の可能性や被害の危険性はさらに大きくなっている。したがってこれら暴力の拡大状況を把握し、対策に人的、財政的な手段を投入する必要がある。

軸5：オンライン暴力の被害者のケア

被害者は実際に影響を受けているため、被害者が必要とする体と心のケアを（公的に）負担することがどうしても必要である。

用語集

以下の定義はユベルティーンズ・オークレール・センター（イルドフランス州男女平等センター）の stop-cybersexisme.com、国民議会の女性の権利・男女機会均等代表団のまとめたデジタル共和国のための法案に関する情報報告 No.3318 及び HCE で用いているものである。

1. 女性に対するオンライン暴力の形態

サイバーストーキング：暴力的配偶者による、現あるいは元配偶者の活動（移動、社会活動、出費、様々な事務的活動）をデジタルサービスを使用して、時には被害者に知られずにコントロールすること。サイバーストーキングは支配と恐怖を維持することを目的とする。

サイバー売春斡旋：デジタル環境を手段とした売春斡旋

当事者の同意なくして性的性格のプライベートな映像を流布する：1人あるいは複数の第三者に、当事者の同意なくプライベートな性格の写真やビデオを拡散すること。最も多いのは失恋した相手を侮辱するのを目的としたものである（英語ではリベンジポルノ）。

性差別的及び性的オンラインハラスメント：女性に対し、ただ女性であるという理由だけで、威嚇的、屈辱的で品位を汚すあるいは侮辱的な状況を作り出して、尊厳を傷つけることを目的とする、あるいはそのような効果がある発言や行動を嫌がる相手に対し行うことと定義される。オンラインハラスメントは性差別に属する：安全に対する権利を侵し、女性に対し、サイバー空間を含め空間の占有を制限することをめざしている。

オンライン小児性犯罪：未成年者を対象とする性的攻撃やレイプを表す（ポルノ的性格の表象）映像やビデオを保持、閲覧、拡散すること。デジタルツールは成人と小児の仲介をし、将来の被害者を探し、性的攻撃あるいはレイプを目的とする出会いの機会をつくるために使用される。

ビデオリンチ：襲撃の様子を撮影あるいは録画し、それを拡散すること（英語ではハッピースラッピング）

2. デジタル環境

サイバー空間：コンピューターネットワークを通じてインターネット・ユーザーと情報資源を集めた仮想空間。

フェイスブック：様々なコンテンツ（写真、ビデオ、コメント、戸籍や興味のあることなどに関する）を、加入者の間、場合によっては、考え方、経験などを共有する少数の加入者グループ

プ内で交換するデジタル空間を提供する企業。

ハッシュタグ：最初に#をつけた1つないし複数のワード。ハッシュタグをクリックすることでユーザーは同じハッシュタグを使用するメッセージ全体を集めたページに誘導される。

ホスト：サーバー上でデータを保管し、そのデータをネット上で閲覧できるようにする空間を提供するデジタル企業。

インスタグラム：加入者の間での写真やビデオの交換のデジタル空間を提供する企業。

デジタル世代：幼少時代からデジタル文化に浸かっている人。

新情報通信技術 (NICT)：コンピューター、視聴覚、マルチメディア、インターネット、通信などに関する技術で、ユーザーに、文章、音楽、音、映像、ビデオなどあらゆる形態の通信、情報源へのアクセス、情報の保管、操作、作成、伝達を可能にする。

ソーシャル・ネットワーク (SNS)：加入者の間での（映像、写真、ビデオ、文書など）を交換し、オンラインで話し合う空間を提供する企業。

スナップチャット：加入者の中で写真、ビデオ、メッセージを短期間発表するデジタル空間を提供する企業。各写真、ビデオ、メッセージは1秒から10秒までの時間見ることができ、その後は見られなくなる。

ツイッター：ツイートと呼ばれる短いメッセージ（最大140字）の発表のデジタル空間を提供する企業。メッセージは作者による制限がない限り、アカウントがなくても、すべてのインターネットユーザーがアクセスできる。

ユーチューブ：すべてのインターネットユーザーがアクセスできるビデオのホスティングと発表の場を提供する企業。

はじめに

ハリウッドの映画プロデューサー、ハーヴェイ・ワインスタインの性的暴力が明らかになったことが契機となって、全世界で女性がメディアやソーシャル・ネットワークを通じて #Balancetonporc や #MeToo によって自分たちが受けた暴力を告発するようになった。デジタル空間は自分たちの主張を発信するために団結して行動する決意をした女性たちにとって素晴らしい動員の空間となった。

だが、たとえデジタル空間と新情報通信技術（NICT）が集団的表現と動員の手段になるとは言っても、サイバースペースは女性にとって常に安全な空間であるとは限らない。この空間で彼女たちが受けた暴力の被害は膨大である

とはいうもののデジタル空間は今日、日常的な生活と共有の空間となっていて、それを利用するのは女性の方が多い：

- 今日、誰でもがデジタルツールを利用できるが、利用者は男性の方がやや多い。生活条件観測調査研究センター（CREDOC）の発表したデジタル・バロメーターによれば、2016年に12歳以上の女性の92%、男性の93%が携帯電話を所持し、12歳以上の女性の63%、男性の67%がスマホ（インターネットアクセス、アプリ、カメラ機能付き）を所持し、女性の80%、男性の83%が自宅でインターネットアクセスができた（パソコンを所有）。
- しかしサイバー空間を占めているのは、スマホなどのデジタルツールの使用を通じて女性の方が多くなっている。フランスにはフェイスブックのユーザーが3300万人、YouTubeのユーザーが2860万人いて、ツイッターが1600万人、インスタグラムが1570万人となっている。ピュー研究センターが2016年に発表した調査は、76%の女性がソーシャルメディアを利用し（男性は72%）、毎日それに10分近くを費やしている（男性は7分）ことが判明した。

2017年3月、HCEはこの問題を取り上げることを決めた。それは以下を目的としていた：

- オンラインでの女性や少女に対する暴力の形態の全体を把握し、知らせる：
- オンラインで起きている、特に女性を狙った暴力の事実について公権力及びデジタルの情報・通信サイトに警告する：
- 公権力に対し勧告を出し、これらの暴力をそれと認め、対策を講じるよう働きかける。

本報告書はHCEの「性別に基づく暴力」委員会メンバー、準メンバー及び一般書記局メンバーの専門知識、さらにこの問題に関する既存の研究や調査に基づいた勧告を述べている。またHCEは各種団体や公的機関、企業などの専門家の聞き取りも参考にした。

2017年6月、7月にHCEは「サイバーハラスメントに反対するフェミニストたち」「女性基金」

及び NGO「アナヴァントゥート」の支援を得て、性差別的内容の通報に対し、主要な SNS（フェイスブック, Twitter, YouTube）がどのように対応するかのテストを実施した。

本報告書は

—1979 年 12 月国連採択、1981 年発効の女性差別撤廃条約を考慮して作成された。この条約は第 2 条で締約国に対し「女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること」、及び「個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること」を呼びかけていること、また一般勧告 35 で国連がすべての女性と少女に対する暴力のない世界をめざしていることを再確認し、“インターネット上やデジタル空間で起きている現代的形態の女性と少女に対する暴力”のような暴力の新形態があることを認めていることを考慮し、

—フランスが 2014 年 7 月 4 日に批准し、「女性に対する暴力」を「女性に対する人権侵害及び差別の 1 形態」と定義し、暴力の威嚇、公的及び私的生活において自由を一方的に制約またははく奪するなどを含む身体的、性的、心理的、経済的な性格の損害や苦しみを女性にもたらすあるいはもたらしかねない性別に基づいた暴力行為すべてを対象とする「女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンス防止と撲滅に関する欧州評議会条約（いわゆるイスタンブール条約）」を考慮し、

—以下のフランス国内法を考慮し、

- 報道の自由に関する 1881 年 7 月 29 日法
- 国内治安に関する 2003 年 3 月 18 日法
- 個人的性格の処遇に対する個人の保護に関する 2004 年 8 月 6 日法
- 女性を対象を限定した暴力、DV、及びそれが子供に及ぼす影響に関する 2010 年 7 月 9 日法
- 国内治安の向上のための方針と計画 2011 年 3 月 14 日法
- 性的ハラスメントに関する 2012 年 8 月 6 日法
- 欧州法及び国際的誓約の適用する司法分野での様々な適応措置に関する 2013 年 8 月 5 日法
- 真の男女平等のための 2014 年 8 月 4 日法
- テロ撲滅に関する措置強化の 2014 年 11 月 13 日法
- 諜報に関する 2015 年 7 月 24 日法
- 組織犯罪、テロとこれらの財源撲滅活動を強化し、刑事訴訟手続きの効率と保証を改善する 2016 年 6 月 3 日法
- デジタル共和国のための 2016 年 10 月 7 日法：

—「第 5 次女性に対するあらゆる暴力撲滅をめざす動員と闘争計画」の定めた女性に対する暴力撲滅の公政策を考慮し、

—HCE のこれまでの作業結果、特に：

- 答申 2015-04-16-VIO-16：公共交通における性差別的及び性的ハラスメントについて：性別に基づくハラスメントと性的暴力の現象を定義。

- 答申 2016-09-30-VIO-022 : レイプその他の性的攻撃に対する社会及び司法の公正な断罪のために。

勧告

軸 1 : 女性に対するオンライン暴力の規模と不処罰を認識して、法律を進化させる

女性に対するオンライン暴力の規模を測定し、可視化する

勧告 No. 1 : 女性に対するオンライン暴力の規模の測定

- 既存の被害調査、例えば国立軽罪刑事対応観測所 (ONDRP) と国立統計経済研究所 (INSEE) が毎年実施する「生活環境と治安」調査や国民教育省の学校環境調査などに、暴力に関する項目を含める;
- 全国デジタル評議会 (CNNum) を動かすため、世界及びフランスにおける女性に対するオンライン暴力、特に SNS 上の暴力に関する調査を依頼する。

勧告 No. 2 : 女性に対するオンライン暴力の告発や処罰に関するデータを収集し、公開する。

特に以下に関するデータ:

- PHAROS (内務省通報調整分析検証方針課) への通報 ;
- SNS やホスティングサーバーへの通報 ;
- 通報用電話 : 3919 (Violences Femmes Info-FNSF), 0800 05 95 95 (CFCV contre le viol), 0 800 200 000 (Net Ecoute) を通じた通報 ;
- 警察署や交番への告訴や通報 (main-courante) ;
- 司法機関による訴追や判決

勧告 No. 3 : フランス語の用語の使用を一般化する。あらゆる調査、研究、周知及び啓発活動において女性に対するオンライン暴力の現実を正確に表現するため。

勧告 No. 4 : 女性に対するオンライン暴力についての大規模な全国的キャンペーンを実施する。

女性に対するオンラインの暴力の現れと被害者への影響を知らせ、被害者は訴訟をおこすことができることを知らせるとともに、女性に対するオンラインの暴力は法律で禁止された行為で、刑法で処罰されることを確認し、証人の出頭を求め、加害者に責任を取らせる。

勧告 No. 5 : CNNum に対し、インターネット上で、女性が正しく表象され、男女平等が促進されるよう、また、女性に対し性差別的なステレオタイプや品位を汚すような、あるいは暴力的な映像が広がるのを阻止するよう、勧告を出すなどして、監視する任務を委託する。

デジタル空間での女性に対する暴力の形態に対応できるように法律を進化させる。

勧告 No. 6 : 成人男女に対し、個人データ消去の絶対的権利を定める（「忘れられる権利」）。また 1 か月以内にホスティングサーバーによるコンテンツ消去を義務化する。

勧告 No. 7 : 特に性別が理由の大衆の面前での悪口や憎悪宣伝のような軽罪の時効期間を 1 年から 3 年に延長する。

勧告 No. 8 : サイトの編集者や所有者のドメイン名の廃止、及び SNS 加入者のアカウントやユーザーのアドレスの廃止などの措置を可能にするため、非物質的資源の没収の補足的刑罰を定める。

勧告 No. 9 : ハラスメント軽罪の成立要素である反復が、複数の人間の共同する 1 回の行動によっても生じることを認めて、襲撃の撲滅にも適用できるようなハラスメントの定義を定めること。

勧告 No. 10 : 特に若い女性の保護を強化するため、同居していないカップルにも、カップル内での犯罪に対する加重情状を拡張適用すること。

勧告 No. 11 : 法律によって、SNS などに最短時間で通報に対処することを義務付け、緊急手続き（緊急通報用のボタン）などを設置する。

勧告 No. 12 : 監視用ツールやソフト上に、悪意ある使用は軽罪であることを表示することを義務化する。

軸 2 : カップル間のサイバーストーキング撲滅の手段を周知させ、強化する。

女性と女性を支援する NPO の専門家に必要なツールを提供する。

勧告 No. 13 : 女性にサイバーストーキングから身を守る手段を与える :

- 女性の権利省が作成した女性に対する暴力撲滅公式ガイドブック「被害者と証人：行動するためのカギ」でサイバーストーキングについて言及し、被害者を受け入れる機構すべてに普及する（治安部隊、司法機関、弁護士会、CHRS（社会復帰支援宿泊センター）、中学、高校、特殊団体など）。
- イギリスの団体 Women's Aid 作成のガイドブックをモデルに、被害者受け入れの専門家用に

- サイバーストーキングからの保護に関する特別のガイドブックを作成し、利用してもらう。
- ▶ サイバー犯罪に関する特別訓練を受けた調査官の配置されている警察署や憲兵隊のリストを配布する。

勧告 No. 14: サイバーストーキングの被害女性の受け入れ団体の専門職員による支援を容易にする：

- ▶ オンライン暴力の被害者の電話相談・指導局の職員の養成を強化：3919(Violences Femmes Info-FNSF), 0800 05 95 95 (CFCV contre le viol), 0 800 200 000 (Net Ecoute);
- ▶ 暴力の被害者の相談やオリエンテーションを行っている団体への財政的支援を強化し、オンライン暴力にまで活動を広げられるようにする。

警察官や憲兵及び裁判所職員の教育訓練

勧告 No. 15: サイバーストーキングの発現について警察や憲兵隊の専門職員、特に司法警察職員や幹部の教育研修を強化し、彼らにツールを提供し、告訴状の提出や証拠の記録を容易にする。

初期養成はモジュール方式（*2）で実施し、その後の養成は既存文書、特にカップル内での暴力（DV）被害者の聴聞に関して、暴力被害女性の保護及び人身売買防止省庁間代表部（MIPROF）が作成した緊急時対応マニュアル（fiche reflexe）を更新して実施する。

勧告 No. 16: 裁判官の初期養成、継続養成に専用モジュールを導入し、サイバーストーキングを探知し、理解するためのツールを提供する。

情報産業を動員する

勧告 No. 17: 財政的にも技術的にも利用可能なツールを開発し、普及することで、監視ソフトのコンピューターへの追加を予防する（antivirus, antitrojan）。悪意のある利用があった場合には、警察に、ソフトの追加（インストール）を察知し、悪意あるユーザーを特定する手段を提供する。

*2 現代的な課題となっているテーマのもとに集められた授業科目群（モジュール）の中から興味のあるモジュールを一つ選び、それらを学習することによって、そのテーマに関する多面的な見方、考え方を身につけることができるようになる。

軸3：性差別的及び性的ハラスメントの不処罰を根絶するために

インターネット関係者と行動し、オンラインの性差別的コンテンツのモデレーションを強化する。

勧告 No. 18: アルゴリズムによる検出及び最も重大な性差別的コンテンツ、特に最も頻繁に行われる性差別的な脅迫や悪口の削除を自動化する。

勧告 No. 19: SNS に対し性差別的なコンテンツモデレーション強化誓約を奨励する：

- SNS に性差別的コンテンツの通報手続きを共通化し、改善させる。そのためには通報の理由を性差別的コンテンツの現実により合ったものにし、複数の理由による通報や、同じ1つの理由による複数の通報ができるようにする。
- SNS の性差別的コンテンツのモデレーション・ルールを共通化し、強化し、それを公表する。
- 通報に対して、通報したユーザー及びコンテンツの作者に SNS の下した判断の通知と理由説明を共通化・系統化する。決定への不服申し立てのための手続きのあり方を提案する。
- コンテンツを通報したユーザー、通報されたコンテンツの作者、通報時に指摘された通報理由に関して、男女別の統計を公表する。
- フェミニスト団体と提携して、性差別的な性格のコンテンツの通報と削除を容易にするため、これらの団体に「信頼のおける第三者 (Trusted Third Party)」になってもらう。

国民教育省と共同して行動し、生徒同士のオンライン暴力を予防し、被害者を支援する。

勧告 No. 20: 男女平等と関連する課題を、今より多くハラスメント撲滅に関する資源やデジタルツール使用の義務的訓練に取り入れる。

勧告 No. 21: 教員や指導員（学校長、主任教育コンサルタント、専門指導員）の初期教育と継続教育において女性に対する暴力、特にオンライン暴力についての教育を義務化する。

内務省、法務省に働きかけ、作者の告発と処罰を容易にする

勧告 No. 22: PHAROS とフェミニスト団体を提携させ、性差別的な性格のコンテンツの通報と削除を容易にするため、これらの団体に「信頼のおける第三者 (Trusted Third Party)」になってもらう。

勧告 No. 23: 警察と憲兵隊には被害者からの告訴を受け付け、証拠を認定するために、警察署の常駐幹部が告発されたコンテンツとデジタル・コンテクストを記録しする義務があることを通知を回して再度徹底する。

勧告 No. 24: 裁判官と弁護士の初期教育と継続教育で、オンライン暴力を含めた女性に対する暴力についての教育を義務化し、適用される法的なルールの実施を保証し、被害者の損害賠償を受ける権利の行使の可能性を強化する。

軸 4 : 小児性犯罪とサイバー売春斡旋を根絶する闘いを強化する

勧告 No. 25: 小児性犯罪を根絶する手段を強化する

- 小児性犯罪的な映像の拡散を制限する既存機関に財政的、人的手段を与える。
- PHAROS 上の小児性犯罪的コンテンツ告訴と通報、及び作者処罰に関する統計を公表する。
- フランスにおける小児性犯罪映像の流布に関する統計学的調査の実施。
- 小児を性犯罪から守る専門家の養成強化。

勧告 No. 26: サイバー売春斡旋を根絶する手段の強化

- 売春斡旋と人身売買を根絶するための調査機関に、ネット上の売春斡旋を根絶するための十分な人的、財政的手段を提供する。
- ホテル売春斡旋に適用される法律に倣って、他者の映像に対する責任を促進し、利用するサイトの刑事責任を問うことへの障害を特定した報告を、政府に対して要請する。
- 売春をする人を支援する団体に、売春を防止し、被害者を支援する手段を提供する。

軸 5 : オンライン暴力の被害者へのケア

勧告 No. 27: 保健職員全体（内科医、救急科、学校の看護師）に女性に対するオンライン暴力の健康への影響について教育する。

勧告 No. 28: 成人を含め、すべての暴力被害者に施した身体的、精神的外傷のケアの費用を国が 100%負担する。これには心理療法士、医師、精神科医など暴力の心身への影響について教育を受けた者によるケアも含める。

第1部：

女性に対するオンライン暴力：

多様な形態の

十分な法律があるにも関わらず

拡大しているため、

国の大胆な行動が必要である。

1. 女性に対するオンライン暴力 :新しいツールや空間を利用しているが、すでによく知られた行動

- a. 多様な形態（性差別的な発言や映像の公表から被害者に知られない監視まで）をとる。これらの形態は女性に対する暴力の延長線上にある。

オンライン暴力とは、デジタルツール（コンピューター、携帯など）を用いた、及び／あるいはインターネットサイト、SNS アプリケーション、フォーラム、ブログ、複数プレイヤーでのゲームを含むビデオゲーム、電子メッセージ（メール、SMS）などのデジタル空間を使って行われるあらゆる形態の暴力である。

表：オンライン暴力の様々な形態

<p>送信、発表、 公表されたものに対する 「共有」、「いいね」</p>	<p>とりうるコンテンツの形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●悪意のある発言や映像 ●悪口、中傷、ヘイトスピーチ ●性的攻撃あるいはレイプ ●性的攻撃あるいはレイプの映像 ●個人情報 <p>見られる特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1回きり、あるいは繰り返しの送信や公表。 ●性的性格がある、もしくはない。 ●アクセスが限定される空間、あるいはだれでもアクセスできる空間内で、コンテンツの対象者、あるいは対象者以外に直接宛てられている。 ●送信者本人名、あるいは匿名、あるいは他者の名前を不正使用して。
<p>監視、 ただし被害者に知られていない場合もある</p>	<p>監視は被害者の様々な活動を対象にしている。特に</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被害者の公表物 ●移動（位置特定） ●社会活動 ●出費と事務的活動
<p>圧力を行使した様々な要求</p>	<p>その目的は以下の獲得：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ある人間の活動に関する情報 ●その情報（通信、出費など）を入手するための個人データ（コード） ●被害者の以下の行動 <ul style="list-style-type: none"> －性的性格の映像の送信や会話 －自殺（自殺の挑発） －売春（サイバー売春斡旋）
<p>ある特定の空間からの排除</p>	<p>例えば、フェイスブック上でひとつの学級内のグループを排除する。</p>

デジタルツールによって新しい視野と手段が生まれたとはいえ、それらによって何か新しい行動様式が出現したわけではない。したがって HCE は本報告、及びオンライン暴力の出現形態を女性に対する暴力の延長線上に位置づけることにする。実際：

- 被害者の多くは女性
- 加害者の大半は男性
- オンライン暴力の基礎は男性支配にある
- 女性に対するオンライン暴力は、他の生活空間（職場、自宅、政治、公的空間など）での暴力と狙いは同じ。女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンスの防止と撲滅に関する欧州評議会条約が定めるように、「これらの暴力は、女性にとって、暴力の威嚇、公的及び私的生活において自由を一方向的に制約またははく奪するなどを含む身体的、性的、心理的、経済的な性格の損害や苦しみを女性にもたらす、あるいはもたらしかねない」。

“女性に対するオンライン暴力”VS“女性に対するサイバー暴力”

女男平等高等評議会は「女性に対するオンライン暴力」という用語を用いている。これは「サイバー」という接頭語が、あたかも暴力が現実とは別の空間、バーチャルな空間で行われているように思わせるからである。バーチャルという用語の意味しているのは、実際の影響を及ぼすことのない単なる可能性である。「実際に存在しないこと」を意味して使用されることも多い。しかし、女性に対する暴力は現実であり、被害者にとっては悲劇的な結末をもたらすこともある。

オンライン加害者の行動はオフラインの加害者の行動と共通している。加えられる暴力の形や加害者と被害者の関係（未知でも既知でも）にかかわらず、女性に対して加害者がたてた戦略には類似の特徴を見出すことができる。加害者は被害者となる女性を選び、精選し（誘惑し）、次に主要な 5 段階で攻撃を準備する。この段階のそれぞれにおいて、加害者は目的を達成しやすくするツールと思われるデジタルツールを使用することもある。

表：女性に対するオンライン暴力の加害者が使用する戦略： 5 段階

段階	意味	例
被害者を孤立化させる	地理、社会、愛情、家庭、仕事において孤立化	友人、家族との連絡を非難する。攻撃を避けるため、被害者女性の中には、一時的に SNS から脱退する者もいる。
被害者を蔑み、物扱いする	侮辱し、軽蔑し、批判し、馬鹿にし、悪口を言って弱らせる。その結果被害者は反論しなくなり、自尊心を失う。	少女や女性の容姿や知性をけなす。女性の体を性的対象とみなす。
被害者に責任を転嫁する	暴力の責任を被害者に転嫁する。暴力をふるった責任を一切認めない。	愛しているから常時監視するという言い訳。

	「彼女が挑発した、彼女が暴力をふるうのを望んでいた、いらだたせた」。	女性が撮影に同意したプライベートな写真が本人（女性）の同意なしにネット上を流れていることを女性のせいにする。
恐怖と不安の雰囲気をつくる	自分を万能だと言う。威嚇し、いくつかを実行する（家族への仕返しなど）。	レイプや「同意なしに性的映像を流す」という脅し。
不処罰を保証する手段を確保しながら行動する	味方を募る。弱体化した被害者に対して同盟を結成する。物を贈ったり、援助を要請したり、援助したりする。	デジタルツールで匿名が可能。被害者に対する「襲撃」を組織。

- b. 女性に対するオンライン暴力には独特の特異性がある：匿名の可能性が加害者の特定を誤らせる、困難にする、コンテンツが広く拡散する可能性がある、大半の状況では証人がいる、オンラインとオフラインの世界が絡み合っているため、被害者には通報・告訴のための時間が少ないなどである。

これらの女性に対するオンライン暴力は女性に対する暴力の他の形と同様に女性差別に属する。そのいくつかの特異性は、加害者の不処罰を容易にする要因にもなるし、歯止めにもなり得る。

- **匿名の可能性**：デジタル空間での匿名可能性という欠点がしばしば指摘されている。その理由は：

- －加害者の取り違えや、「コックピット効果」、すなわち被害者と加害者の距離が大きいことによって助長される共感の不足などに結びつくから。
- －匿名可能性は不処罰感を強化する。なぜなら、それは加害者の特定、すなわち訴追を困難にするからである。

しかし多くの攻撃は、加入者の個人情報にアクセスできるデジタル・プラットフォーム（SNS）を通じて行われている。

- **コンテンツの拡散能力**とその潜在的影響力（空間的、時間的）は被害者への悪影響を増長する。
- **行動は「パブリック」のことが多い**ため、**第三者は**（コンテンツへの支持を表明したり（いいね！）、コンテンツをシェアすることで）共犯者にされかねないが、逆に（被害者が有効な対策を特定する援助をしたり、コンテンツを通報することで）積極的な証人になることもできる。
- **オンラインとオフラインの世界が強く絡み合っている**ため、特に年少の被害者には告訴準備などの余裕がない。

c. 女性に対するオンライン暴力の類型を提案する

女性に対する暴力の種類を分類するのは込み入った作業で、たとえ分類しても、暴力行為が必ず1つの種類に完全に当てはまるとは限らないものの、男性の配偶者による、女性の配偶者あるいは元配偶者に対する暴力と、一人の加害者が何の愛情関係もない1人あるいは複数の女性に対して犯す暴力という2つの種類に大別することができる。

本報告書でHCEが検討するのは：

- **カップルにおけるサイバーストーキング**：暴力的な男性配偶者が、デジタルサービスを利用して、場合によっては対象者に知られずに、現あるいは元女性配偶者の活動（移動、社会活動、出費、様々な事務的活動）を監視・コントロールすることと定義されている。サイバーストーキングは支配と恐怖の維持を目的としている。
- **性差別的あるいは性的なオンラインハラスメント**：女性に対し、ただ女性であるという理由だけで、威嚇的、屈辱的で品位を汚すあるいは侮辱的な状況を作り出して、尊厳を傷つけることを目的とする、あるいはそのような効果がある発言や行動を行うことと定義される。オンラインハラスメントは性差別に属する：安全に対する権利を侵し、女性に対し、サイバー空間を含め空間の占有を制限することをめざしている。この意味で、公共空間における性差別的、性的ハラスメントの延長線上にある。

i. カップルにおけるサイバーストーキング

サイバーストーキングは具体的には主に以下の形態をとる：

- 以下の監視、対象者が知らない場合もある
 - －発表物
 - －移動（地理的位置特定）
 - －社会生活
 - －出費、事務的活動
- 当事者の同意しない性的性格のプライベートな映像の流布あるいは流布の脅し。最も多いのが、発表が失恋の後で、当事者を侮辱する目的で行われる場合である。（英語ではリベンジ・ポルノ）

監視

暴力的な男性配偶者が、現あるいは元女性配偶者の活動を監視することは、DVの専門家にはよく知られた行為である。しかしこれまで監視に使用された方法はカップルの住む家から女性が出ることを阻止する、あるいは路上で後をつける、仕事終わりを待ち伏せるなどであったのが、技術が発達したことによってコントロールの方法も容易になり、強化されつつある。

何も先端技術を使用する必要があるとは限らない。サイバーストーキングはすべての加害者が行える行為である。実際、例えば男性配偶者が女性配偶者に彼女の手紙を読ませるように要求したり、自分がいる場所を証明する写真やビデオを送るように求めることもできる。このような

監視は、子供を介して行うこともある。その場合、子供は母親の活動についての情報を父親に提供する仲介者になる。

だが最も重大なケースでは、サイバーストーキングは被害者自身がそうと気づかぬままに実行されている。暴力的な配偶者が、女性配偶者の電話のパスワードを入手することもある。臨床心理学博士のカレン・サドリエ女史によれば、彼女の患者の DV 被害者の多くは、配偶者に付きまといられていると感じたと言い、特に携帯電話（通話、SMS、WhatsApp、e-mail）、コンピューター、地理位置情報などの NICT を使用して、スパイされている感じがしたと訴えている。

女性に対する暴力にデジタルサービスを利用した例

ーリリア・ミッセン&デルフィーヌ・ズゲビ（弁護士）の投稿

「ある事件では、暴力的男性が、かつての同棲相手の女性のバッグを盗み、その中に入っていた携帯電話にあった連絡先すべてに、彼女の下着姿の写真を売春婦だと言って送りつけた。」

「自分の名前を無断使用されて偽のフェイスブックのアカウントを開かれ、そこに見られたくない写真が入れられていて困っていた女性の依頼人がいる。」

「フェイスブックについて注目すべきは、一部の父親は、まだ子供が幼いことから母親が反対するのを承知で、自分の子供のアカウントを開いてやっていることだ」。

「最近、ある女性の依頼人は、協議離婚で自分がもらうことになった住宅の家賃支払い済証書を得られないことを指摘した。その理由は電子ファイルにあったメールが相手の男性のもので、何度足を運んでも OPHLM（公共住宅局）はそれを修正しようとしなかった（あるいはできなかった）からだ」。

「別の事件では、男性が生活費と養育費を分担する判決が出て、判決ではその分担額の設定には妻の口座に振り込まれる家族手当を考慮すると定めていた。給料の一部が差し押さえられることになる男性は、家族手当金庫（CAF）に掛け合って、家族手当を自分の口座に振り込まれるようにしてしまった。これで男性の生活費分担は意味を失ってしまった」。

対象者に知られない監視のために用いられる手段の例

デジタルツールの発達によって監視用ソフトが販売されるようになった。これらソフトは子供のインターネット・ナビゲーションを監視するためのツールとうたわれているが、社員の居所を特定する、あるいは「不倫の疑いのある」場合の配偶者を監視することもできる。その使用はカップルのあいだの暴力（DV）の枠内にあるサイバーストーキングに悪用される可能性がある。

既存のツールで最も使用度の大きいのは以下である：

- ▶ 「キー・ロガー」は電話、タブレット、パソコンのキーボードのタッチを記録して、パスワードを特定することができる。

- M.Spy というソフトは、電話とコンピューター用の監視、地理上の位置特定プログラム。
- GPS は車両あるいは人間の位置特定用のトレーサー。
- ある場所の活動を記録／録画するために、写真立て、火災検知器、洋服掛け、電球などに隠す記録・録画機器。

若い女性もサイバーストーキングの標的

大半が「生まれたときからデジタルになじんでいる」若い女性たちは、通信デジタル技術の最大の利用者だが、そのことによって女性に対するオンライン暴力に過剰に暴露している。NPO の En Avant Toutes 管理者のルイーズ・ドラビエは証言する：「暴力的配偶者は SNS を監視していることが多い。私の知っているある女性は、彼氏と写っていたプロフィール写真を自分 1 人の写真に変えたことで、彼氏から怒られ、非難され、罪悪感を抱くようになった。また一部の男性は彼女が Messenger で誰と話しているか、何分話しているかを監視している。別の男性は彼女のメールや SMS までチェックするので、暴力を振るわれるのが怖くて、取るに足らないものでも削除している女性もいる。

本人の同意なく性的なプライベート映像を流布する

(リベンジ・ポルノと呼ばれる) 性的なプライベート映像の流布は、恋愛関係の破綻した後に復讐目的で、元恋人が相手を侮辱するために使われる。相手の同意なく、性的な性格の写真やビデオを公表したり、共有したりする。

この現象は男性支配の中核をなしている性に関する階級化された社会関係の中で起こる。これらの暴力は、DV として、カップル関係が継続中、あるいはその後にも起こる。その被害を受けるのは主に女性で、SNS を通じてネット上に広がっていく。

ii. 性差別的及び性的オンライン・ハラスメント

性差別的及び性的オンライン・ハラスメントは具体的には以下を内容とする送信、公表、通話の形態をとる：

- 悪意のある発言や映像
- 悪口、中傷、ヘイトスピーチ
- 性的攻撃やレイプの脅し
- 性的攻撃やレイプの映像
- プライベートな情報

これらの送信、公表、通話は：

- 1 回の場合も、繰り返しの場合もある
- 性的性格でも、そうでない場合もある。
- アクセス限定の空間、あるいはだれでもアクセスできる空間内で、コンテンツの対象者、あるいは対象者以外に直接宛てられている。
- 送信者本人名、あるいは匿名、あるいは他者の名前を不正使用して。

これらの行動のそれぞれは、デジタル空間からの女性排除の原因である。オンラインハラスメ

ントの被害者女性は、逃避の戦略をたてるからである。

- オンラインハラスメントの被害者女性の5人に1人は自分を守るためにオンライン・アカウントを閉鎖したと述べている。
- 15歳から29歳の女性の41%はオンラインハラスメントの被害者になるのを恐れて、自らデジタル空間から身を引くと述べている。オンラインハラスメントの問題はこれまで2回にわたって国民的議論で取り上げられた。

メディアが最初に注目したのはマリオン・フレースの悲劇：マリオンは自分の中学校内で、そして電話とフェイスブックのページ上でも、同級生から悪口を言われ、脅迫され、自殺した。

これは稀な事件ではない。グーグルで検索すると、オンラインハラスメントを受けた結果自殺した十代の少女の事件が多数見つかる。しかもこれは最近数年の間に、世界中に広がっている。国民教育省はこの問題にいち早く取り組み、ハラスメントについての大規模な公共政策をたてた。世論はオンラインハラスメントは学校や思春期の子供に限定されていると考えている。

オンラインハラスメントの規模と形態がより一般的に問題視されるようになるのは2015年1月に、Osez le Feminisme（オーゼ・ル・フェミニズム）というNPOがクレルモンフェラン市大学病院のインターン当直室に集団レイプの壁画があることを告発した後である。このNPOのスポークスマン、アン＝セシル・メルフェールに、知らない人間から多くの悪口や脅迫めいた電話がかかってきた。これによって男女不平等を告発する女性が受ける暴力の被害が可視化された。

その次はフェミニストの活動家で政治家でもあるカロリーヌ・ドアースである。2016年1月、彼女はケルン市での性的攻撃について発言し、オンラインハラスメントの被害を受けた。これ以降、公然と発言し、発言についてハラスメントを受ける女性の数は大幅に増加した。

2017年11月、ジャーナリスト、ナディア・ダームは電子アカウントに対する攻撃、殺し、レイプの脅し、子供についての脅し、真夜中の住居侵入未遂などの被害を受けた。彼女はjeuxvideo.comというプラットフォームの18-25フォーラムのユーザーのハラスメントの標的だった。あるコラムで同じユーザーが、「ストリート・ハラスメント」の被害を受けた女性たちを救助するために開設された電話を破壊したことを彼女が告発したからである。

「襲撃raid」と呼ばれる性差別的及び性的ハラスメントの組織的行動は、以下のようなフェミニスト思想の擁護者の女性たちには日常茶飯事である。ジャーナリスト（アナイス・コンドミーヌ、2017年1月jeuxvideo.comというプラットフォームの18-25フォーラムのユーザーの襲撃に関する調査を発表した）、ユーチューバー（マリオン・セ克蘭、2016年6月に襲撃される。ストリート・ハラスメントを告発するビデオを発表すると性差別的な悪口、レイプや殺人の脅しのメッセージを4万通以上受け取った）、政治家でフェミニスト活動家（フロ・マランデ、2016年7月にフェミニズム思想を擁護したという理由だけで襲撃される。ソフィー・グリオン、2017年11月襲撃される。Webedia社のjeuxvideo.comというプラットフォームの18-25フォーラムの広告主のボイコットを呼びかけたのが理由）。

やがて反撃の行動が組織される。2016年、#WomenAgainstTwitter がきっかけで「サイバーハラスメントに反対するフェミニスト」という協議体がフランスで誕生した。#WomenAgainstTwitter が2017年10月13日、国際少女デーの機会に提起したボイコット運動は、プラットフォームのモデレーション・ルールでは女性は安心できないと主張している。

HCE はデジタルツール使用で容易になった女性に対する暴力の2形態を特定した：オンライン小児犯罪とサイバー売春斡旋である。HCE はこれまでに挙げた形態と、これら2つの形態を区別したいと考えている。実際、これらのうち的一方では暴力はデジタル空間上でオンラインで行われ、別の場合にはデジタル空間は加害者と被害者との間の媒体にすぎず、暴力は“現実”の空間で行われる。これはレイプである。オンライン小児性犯罪とサイバー売春斡旋については64ページから67ページで詳しく述べる。

2. 法律が課した禁止にもかかわらず広範に広がる現象

a. サイバーストーキングと性差別的及び性的オンラインハラスメントは広範にわたる現象

「欧州女性ロビー」は2015年10月にオンラインで女性と少女に加えられる暴力の分析を紹介する報告書を発表した。この報告書は性差別的及び性的オンラインハラスメントの拡がりの全貌を明らかにしている。

「欧州女性ロビー」の
「欧州における女性と少女に対するオンライン暴力の現状地図」
と題する報告書の明らかにした現象の拡がり

- 全世界で、ハラスメントを受ける可能性は女性の方が男性より27倍も大きい。
- 欧州では9百万人の少女が15歳ですでに性差別的及び性的オンラインハラスメント被害を受けている。
- 国連の最近の報告によれば、73%の女性がオンライン性的暴力の被害を受けたと報告し、そのうちの18%がネット上で重大な暴力を受けた。
- オンライン暴力の被害者女性の数は増える傾向にあるが、調査した86カ国のうち法律執行機関が適切な措置を講じているのは26%にすぎない。
- 性的性格のプライベートな映像拡散の被害者の93%は重大な感情的苦痛を経験したと述べている。
- 性差別的及び性的オンラインハラスメント被害を受けた女性の70%が、親しい相手から身体的と／または性的な暴力も受けている。
- 欧州の思春期の児童の5人に1人がオンライン脅迫を受け、その中では少女の方がリスクが高い（女子23.9%、男子18.5%）。
- 少女の4人に1人が少なくとも1回はハラスメントあるいは性的ハラスメントを受けている。

i. カップル内サイバーストーキングに関して

この現象はフランスではまだほとんど知られていないが、イギリスやアメリカで実施された様々な調査及び専門家の多くの証言は、この現象が広範に広がっていることを予想させる。

イギリスで暴力の被害女性の支援団体 Women's Aid が行った調査によれば、

- 支援した女性の85%が現実の生活でも、デジタル生活でも暴力を受けていた。
- そのうち**29%は位置特定用や監視用ソフトによる暴力**。
- そのうちの48%については、オンライン暴力は別れてからひどくなった。

アメリカで、DVの被害女性向けの宿泊施設について実施した調査では

- その85%はサイバーストーキング被害者を受け入れている。
- そのうち75%は加害者が被害者の電話での会話を盗聴するソフトを利用したと述べた。

サイバーストーキングは、あらゆる年齢の、あらゆる女性に対して行われる。性的なプライベート映像の拡散現象は、主としてSNSを介して若者に被害をおよぼす。ユベルティーン・オークレール・センターが発表した研究「12歳から15歳の子供のサイバー性差別」によれば、少女の11人に1人（少年では15人に1人）が、自分の同意なく、改変された／拡散された自分の写真やビデオを見たことがあった。

ii. オンラインの性差別あるいは性的ハラスメント

フランスでOpinion Wayが実施し、2017年に発表した調査「公共空間における男女平等に関する課題」は、「調査した18歳以上の人の8%あるいはその近親者がサイバー性差別を経験しており、その比率は女性が10%、男性が6%であった」ことを明らかにした。

欧州連合全域では：

- 女性の11%が15歳以降オンラインハラスメントの被害を受けたことがあると述べた。
- 女性の18%が15歳以降インターネット上で重大な形態の暴力の被害をうけたと述べた。
- 女性の46%が自分が知らない人から露骨な性的メールやSMSを受け取ったことがあると述べた。
- 女性の73%が知らない人からSNS上で不適切な申し出を受けたと述べた。

少女はオンラインの性差別あるいは性的ハラスメントの最大の標的

SNSの広範な使用によって若い女性はオンラインの性差別あるいは性的ハラスメントの危険に過度にさらされている。15歳から18歳までの少女の92%がスナップチャットのアカウントをもち、78.8%がフェイスブックを利用している。

国民教育省「評価、展望、業績」局（DEPP）の中学生について実施した調査は、少女がネット上あるいはSNSによってオンライン暴力の被害を受けている実態を明らかにした：5人に1人がインターネットあるいはSMSで何らかの形態の暴力を受けたと述べている。

ユベルティーン・オークレール・センターの女性に対する暴力地方観測所の指導した2016年の調査「サイバー性差別：イルドフランス州内の学校における社会学調査」は以下の結果を裏付けた：

- 12歳から15歳の少女の5人に1人が、容姿（体重、サイズ、その他の身体的特徴）についてオンラインで悪口を言われたと述べた。
- 12歳から15歳の少女のほぼ5人に1人が、強制されて送り、同意していないのに拡散され、あるいは望んでいないのに受け取った写真、ビデオ、SMSなどデジタルツールによって性的な暴力を受けたと述べている。これは1クラス3人の女子に相当する。

フェミニストは「襲撃」の餌食

襲撃という現象を数値化できる研究は今のところまだない。

しかし様々な調査と DV の被害女性と接する専門家たちの証言は、この現象の拡大ぶりをうかがわせる。

女性に対するオンライン暴力の様々な形態について入手可能な調査の一部を検討しただけでも、この多様な形態をとる現象のフランスにおける現状のデータを統合し、完成させることがいかに重要かが明らかになる。フランスや外国にある利用可能な資源は、女性が、未成年者も成人も、この性差別の暴力に広範かつ日常的にさらされていることを明白に裏付けている。国がこの問題に取り組むためには、これらの暴力の存在を指摘し、証明し、数値化することが課題である。そのためには、あらかじめフランス語の用語の使用を統一して、女性に対するオンライン暴力の現実をより正しく表し、質問される人が、確実にそれと特定できるようにする必要がある。

勧告 No. 1 : 女性に対するオンライン暴力の拡がりを測る

- 既存の被害調査を、例えば国立軽罪刑事対応観測所 (ONDRP) と INSEE が毎年実施する「生活環境と治安」調査や国民教育省の学校環境調査などにまとめる。
- 全国デジタル評議会 (CNNum) を動かすため、世界及びフランスにおける女性に対するオンライン暴力、特に SNS 上の暴力に関する調査を依頼する。

勧告 No. 2 : 女性に対するオンライン暴力の告発や処罰に関するデータを収集し、公開する。

特に以下に関するデータ:

- PHAROS への通報 ;
- SNS やホスティングサーバーへの通報 ;
- 通報用電話 : 3919 (Violences Femmes Info-FNSF), 0800 05 95 95 (CFCV contre le viol), 0 800 200 000 (Net Ecoute) を通じた通報 ;
- 警察署や交番への告訴や通報 (main-courante) ;
- 司法機関による訴追や判決

勧告 No. 3 : フランス語の用語の使用を共通化する。 あらゆる調査、研究、周知及び啓発活動において女性に対するオンライン暴力の現実を正確に表現するため。

b. 法律的には万全で改良すべき点はわずかだが、暴力に対する処罰は少ない

i. 法整備は万全だが、十分に適用されていない

HCE は女性に対するオンライン暴力犯罪の大多数を網羅する罪状として、約 20 種類の程度をあげている。

- 性差別的発言の刑：性別を理由にした悪口、性別を理由にした中傷、性別を理由にした憎悪、差別、暴力の宣伝などの軽罪
- デジタルサービスを介した悪意のある行為の刑：身元詐称罪、データ自動処理システム毀損罪、個人データ違法収集罪、プライバシー侵害罪、通信秘密侵害罪
- ハラスメントの事実についての刑：悪意あるメッセージ送信や通話の繰り返しの罪、性的ハラスメントとモラル・ハラスメントの罪
- 軽罪あるいは犯罪を犯す脅迫：性的攻撃あるいはレイプの脅迫罪、殺人の脅迫罪
- 未成年者保護のための軽罪：未成年腐敗罪、15歳以下の未成年に遠視通信手段を使って性的な申し出をする罪、児童ポルノ的なコンテンツの保持、閲覧、拡散の罪
- 他者の売春に関連する特異的軽犯罪
- 自殺宣伝罪
- 犯罪（性的攻撃、レイプ、暴力）の記録と拡散の罪

法律一式は男女間の真の平等に関する2014年8月4日法をもって完成した。この法律は性的ハラスメントの行為は、それがオンラインの公然性のある通信サービス使用によって行われた場合に加重情状となることを定めている。また、デジタル共和国のための2016年10月7日法は映像の取り込みの同意は映像拡散の同意にはならず、映像が性的性格のものであれば加重情状となると定めている。

また、これらの犯罪は、その犯罪が被害者の性別が理由である場合に加重情状となる。女性に対する差別と暴力に対する一連の法律は、一般的に性差別を加重情状化した平等と市民権に関する2017年1月27日法によって完成した。付録（日本語訳文なし）の表は特定された犯罪全体をまとめ、それぞれの犯罪の加重情状と刑罰を示したものである。

こうして暴力を取り締まる法律が完備したことで、法的手段によって暴力撲滅は容易に実行できるように思われるかもしれない。しかし、パリ弁護士会会長で、情報処理、新技術、個人データ、知的財産権に関する法律の専門家のクリスチャンヌ・フェラルシュールが、2017年6月2日のHCEによるヒアリングで強調したように、判例を分析すると、これらの犯罪に対する刑法が全くあるいは少ししか適用されないため、被害者による司法の拒否及び刑法の抑止効果現象につながっていることが明らかである。

裁判所の下す判断の分析から以下の2点を認めざるを得ない。

- **判例は非常に限定的**：例えば性別あるいは性的指向を理由としたオンライン中傷や悪口の場合、**警察や憲兵隊に通報があったのは2016年では58件**（PHAROSへの苦情と通報）で、**処罰されたのは21件**。
- 下された刑罰を見ると、科すことが可能な最大の刑罰と比較して、**処罰はかなり軽い**。

Fondation des femmes(女性基金 フォンダシオン・デ・ファム)：優良事例

大衆から募金を集めているこの基金は、女性の権利と男女平等の行動や取り組みを発展させ、支援するための活動を行っている。法律関係の構成員として 80 人の弁護士が加わっていて、彼らは戦略的な訴訟を手掛け、個別事件の裁判を通じて女性全員の権利が促進されることをめざしている。この基金は複数のテーマ別作業グループを抱えており、その 1 つが女性に対するオンライン暴力に関するグループである。基金が支援している被害者は：

- NPO“Osez le Feminisme”のメンバーはクレルモンフェラン市大学病院のインターン当直室に元保健大臣を狙った集団レイプの壁画があることを告発した。その報復としてフェイスブックのあるグループは NPO のメンバーの電話番号と品位を汚すようなモンタージュ写真を拡散した。メンバーはその後何日にもわたってハラスメントを受けた：
- Collectif féministe contre le viol (レイプ反対フェミニスト協議会) は 2016 年 7 月にアミン・モヒトを「憎悪あるいは暴力の宣伝罪」で告訴した。この若い男性は SNS 上で大変人気があり、女性を鞭で打っている自分のビデオを流して有名になった。

HCE はこれら 2 つの事件の判決を大きな関心をもってフォローするつもりである。

ii. 若干の進化は可能：データ消去権の強化、新聞法違反の時効期限の延長、補足的な刑罰の創出、ハラスメントの定義を見直して「襲撃」や加重情状の問題まで定義を広げるなど。

すべてのデジタル空間で暴力被害を受けた女性に、未成年のデータ消去権と成人のデータ消去権を統一することで、「忘れられる権」を保証する。

2004 年 8 月 6 日法によって、情報処理、ファイル、自由に関する 1978 年 1 月 6 日法の 40 条として確立された「消去の権利」あるいは「忘れられる権利」は、個人的な性格のデータが「不正確、あいまいあるいは古くなった場合、あるいはその収集、使用、通信、保存が禁止されている場合」には削除を求める可能性を定めている。

削除を求めるには、ネットユーザーは問題のコンテンツのホストサイトのウェブマスターに郵便で要請しなければならない。

消去の権利はデジタル共和国法によって未成年者にも適用されることになった。この法律は未成年者が私的なデータの削除を要求する絶対的権利及び削除手続きの加速化を定めている。これは検索エンジンには行動に移るのに 1 か月の猶予期間があるためである。

HCE は成人と未成年者の権利の一律化を勧告する。これは男女全員に最大 1 か月以内に個人的データの削除を求める絶対的権利を認めるためである。

検索結果からの削除 (de-referencement) を求める権利をもっと広範に宣伝すべきである。欧州連合裁判所の 2014 年 5 月 13 日判決では、人は「自分のプライバシーを侵害する情報を含んでい

るウェブページへのリンクの削除を検索エンジンに対し直接求めることができる」としている。このように検索結果からの削除は、1つのキーワードで1つのエンジンで検索した結果を索引化できなくする。また、ある検索エンジンに対し、ある人の氏名に関連した検索結果の一部の削除を求めることもできる。削除要請はそれぞれの検索エンジン固有のオンライン用紙で行うとともに、自分の身元を証明するための文書による要請を行う必要がある。要請を拒否された場合には、誰でも CNIL（情報処理及び自由に関する国家委員会）に対し郵送ないしオンラインで申し立てを行うことができる。

とはいえ EU 司法裁判所は、これらの権利は絶対ではないとしている。「プライバシーを尊重される権利」や個人データ保護の権利など EU の基本的権利憲章が保証する権利は、検索エンジンの経済的利益より優先されるとしても、個人データ削除はケースバイケースで評価されなければならない。この分析は情報の性格、当事者のプライバシーに対する感度、それを受け取る一般大衆の利益などに対応して行われる。

もう1つ注意すべきは、オンライン暴力の被害者の女性が暴力的コンテンツの即時消去を望んだとしても、追及を開始するには証拠が必要であり、したがって、コンテンツが消える前に、証拠を保存するために必要な用意（警察や執行官によるデジタル環境の公的記録をとる）をしておくよう注意しなければならない。

勧告 No. 6：成人に対し個人データの消去の絶対的権利（忘れられる権利）とコンテンツ・ホストによる最大1か月以内の削除を定める。

新聞法違反の時効期限を延長する

女性に対するオンライン暴力が犯罪として処罰されることが少ないのは、主として時効の期間が短すぎるのが原因である。報道の自由に関する 1881 年 7 月 29 日法の適用として、同法第 65 条で定める新聞法違反（*delit de presse*、思想、意見などの表明をともなう宣伝的な報道を行う行為）は一瞬間的な違反といわれる一、それが行われた日から 3 か月で時効となると定めている。この期限はあまりに短く、被害者は自分の受けた暴力に気づき、それを告発する用意をする時間すらない。

1881 年 7 月 29 日法第 65 条 3 項は、人種的偏見のある、あるいは差別的な挑発、中傷、悪口などの軽罪に対しては新聞法違反に適用される慣習法の時効期間 3 か月の代わりに、1 年の時効期限を定めた。

インターネットの発達に関連した新しい課題に照らしてこの 1881 年法を更新し、各個人に、意見表明や意見やコンテンツを共有する自由を持つことに対して果たすべき責任を認識させるべきである。偽名で発表できること、ネット上に広がるコンテンツに対する規制が弱いことによって

可能となる匿名性は、被害者に及ぼす否定的影響の即時把握を誤らせ、不処罰感へとつながる。

したがってこれらの犯罪の時効期限、特にオンラインで行われる性差別的な、悪口、中傷、公然の憎悪宣伝についての時効を見直すことが望ましい。その理由は：

- 新聞記事とは反対に、SNS 上の拡散はほぼ止まることはない。
- 文脈の変化に注意することが重要：事実、1881 年に、時効は 3 か月と定められていたが、違法なコンテンツの拡がる範囲は今日よりも明らかに狭かった。これは時間的にも（毎日出版）、空間的にも（フランスの 1 地方、広くてもフランス国内）そう言える。今日、違法なコンテンツは公表されていれば地球上のどこでも読むことができる。
- 表現の自由法は当初、ジャーナリストや出版社など、限定された数の人間や、責任を自覚する専門職を対象としていたが、今日、状況は変わっている。なぜならインターネットにアクセスできる人なら誰でも（アクセス事業者への個人のアクセスあるいは公共の施設における公的アクセス）記事、写真、ビデオ、コメントなどをオンラインで発表することができるようになったからである。

したがって報道の権利も、コンテンツ発表の新しい方法を考慮して進化しなければならない。HCE は新聞法違反の時効期間を、コンテンツ発表の日から現在の 1 年から 3 年にすることを勧告する。

勧告 No. 7： オンラインで行われる、特に性別を理由とした公然の悪口や憎悪宣伝などの新聞法違反の時効期限を 1 年から 3 年に延長する。

新たに補足的な刑罰を定める

オンライン暴力加害者のインターネットアクセスを禁止あるいは停止することはできないが、暴力の手段、すなわちデジタルサービスへのアクセスに対し働きかけることはできる。

確認だが、憲法院は 2009 年 6 月 10 日の判決 2009-580DC で、一般的なインターネットアクセスを禁止する可能性を否定した（インターネット上の作品の普及と保護を促進する法律）。

「思想や意見の自由な伝達は、最も貴重な人権のひとつである。。通信手段の現状と、国民に対するオンライン通信サービスの全面的発展、及びこれらのサービスが民主主義実践と思想や意見の表現への参加にとっていかに重要かを考慮すれば、この権利にはこれらのサービスへアクセスする自由が前提となる」。

また、個人に自宅でインターネットにアクセスさせないことが可能であるとしても、誰でも利用可能なインターネットアクセス（例えばネットカフェなど）の利用は阻止することはできない。

しかし、覚せい剤がからむ個人犯罪の実行に使った手段（たとえば 1 台の車）を没収することが可能であるのと同じ理由で、性差別的で暴力的なコンテンツの発表に関わった非物質的資源を

没収することが考えられる。具体的には、場合によって、捜査開始から以下の使用の自由を制限することができよう。

- ドメイン名（性差別的、暴力的コンテンツのサイトで、例えば未成年者の売春を促進することを目的とする、あるいは目的とされると思われるサイトなど）
- SNS のアカウント
- メールアドレスなど。

当面、刑法訴訟手続きには上記のような制約は定められていないが、フォア軽罪裁判所は 2014 年 7 月に非物質的財産である電子マネーを没収した。またアメリカでは没収が、偽物や詐欺撲滅のために行われている。

勧告 No. 8 : サイトの編集者や所有者のドメイン名の廃止、及び SNS 加入者のアカウントやユーザーのアドレスの廃止などの措置を可能にするため、**非物質的資源の没収の補足的刑罰を定める。**

「襲撃」を加えるためハラスメント軽罪の提起を拡大する。

性差別的及び性的オンラインハラスメントを効果的に根絶するために、フランスの法律におけるこのハラスメントのあらゆる形態、特に「襲撃」の形態、すなわち異なる複数名の作者が、同じ 1 人の標的に対して 1 回だけ発する性差別的、暴力的な発言を発表する形態は、現在のハラスメントの定義には入らない。

「Gendertrolling : How misogyny went viral (2015)」の著者カルラ・マンティラは「襲撃」に関連したいくつかの次元を特定した：

- 襲撃の大半はオンラインで自分の主張を述べる女性に向けられる。
- 性にに基づく悪口で、露骨であけすけな性的言及をふくむ
- 襲撃にはレイプと殺人の脅迫が含まれる
- 襲撃は複数のソーシャルメディアやオンライン・プラットフォームを介して行われることがある
- 襲撃は通常には見られない強度と頻度で起こる（多くの脅迫やメッセージを毎日、ひどい場合は毎時）
- 襲撃の行われる期間は異常に長い（数か月あるいは数年の場合も）
- 多くの加害者が共同であるいは協力して関与している

この形態の女性に対するオンライン暴力は特に憂慮すべきであり、これを根絶するために、HCE は刑法第 222-33、222-33-2、222-33-2-1、及び 222-33-2-2 に 1 つの段落を挿入し、ハラスメント罪を襲撃にまで拡大することを提案する。

現行の法律は、ハラスメントは、同じ1人の人間が発言や行動を繰り返す場合に成立すると定めている。「1人の人間を、その生活条件を悪化させる目的で、あるいはそのような効果をおよぼし、それがその人間の身体的、精神的健康を損ねる結果となって表れる繰り返される発言や行動によって攻撃することは、生じさせた労働不能の期間が8日あるいはそれ以下、あるいは、いかなる労働不能も生じさせなかった場合には、1年の禁固刑と15000ユーロの罰金を科す。」

HCEは刑法第222-33、222-33-2、222-33-2-1、及び222-33-2-2に以下の段落を挿入し、単一の行動だが複数の人間が共同して行う結果として繰り返しが生じる可能性を定めた定義の採用を提案する：これらの発言や行動が、同じ被害者に対して、複数の人間が共同したやり方で実行される場合、たとえこれらの人間の1人ひとは繰り返し行動をしていなくても、犯罪は成立する。

勧告 No. 9：「襲撃」を根絶するためのハラスメント定義を採用して、ハラスメント罪の構成要素である繰り返しが、複数の人間が共同した単一の行動から生じる可能性を定める。

カップル間で侵された犯罪に対する加重情状を拡大し若い女性の保護を強化する必要性

現行の法律では、暴力の加害者が被害者の配偶者か同棲者である場合には、一部の犯罪の加重情状を構成する。

しかし、同棲の特徴は共同生活、すなわち一緒に住むことである。そのため、1人の男性が、パートナーの女性に暴力を行使しても、2人が同じ屋根の下で暮らしていなければ、加重情状は適用されない。別居が多いのは思春期の若者やヤングアダルトのカップルの場合である。したがって、加重情状の範囲をこれら別居カップルにも広げることを提案する。

勧告 No. 10：特に若い女性の保護を強化するために、同棲していないカップルにまで、カップル内犯罪で定めている加重情状を拡大する。

3. 被害者の健康と社会生活に重大な影響を及ぼす

「私たちの依頼人はレイプ被害者のような振る舞いをする。ネット上でのサイバーハラスメントやサイバー暴力の被害者は、たとえ身体的に侵されていないなくても、心の奥深くで傷ついている」マチュー・コルドリエ、弁護士

女性の身体的、精神的健康への暴力の及ぼす多種多様な影響及び被害者側の危険な行動の拡大はようやく認知されるようになったが、女性に対するオンライン暴力の認識度はあまりに低い。これらの暴力は余り知られていない、あるいは軽視されているため、いまだに多くの人はこれは仮想で現実ではないと考えている。

しかし、被害者への影響は数多い：女性に対するオンライン暴力は「被害者の自尊心を深く傷つけ、しばしば精神を傷つけて異常を引き起こし、精神衛生や身体的健康に深刻な影響があり、短期的ばかりか長期的な影響として外傷的記憶が定着するとともに（被害者は侮辱的で品位を貶める発言などの記憶に悩まされ、常時身の危険を感じるようになる）、回避と自製の態度（引きこもり、恐怖症、偏執性障害）や危険な解離的態度が続いて無気力になる（中毒、摂食障害、危険な状態に身をおく）と同時に、不安抗うつ症、睡眠障害、社会生活、感情、性生活への悪影響などが起きる。」

2014年にフランスのユニセフが実施した6歳から18歳の児童11,232人を対象にした全国調査は、SNS上でハラスメント被害にあった場合の自殺未遂のリスクは3.17倍大きくなり、ハラスメント被害が自殺未遂を引き起こす最大の要因であることを明らかにした。毎年、オンラインハラスメントが原因で3、4人の青少年が自殺していると思われる。

協議体「サイバーハラスメントに反対するフェミニストたち」は、サイバーハラスメント被害者の3分の1は、レイプ被害者の80%にも共通するPTSDのあらゆる症状を呈していると指摘している。

勧告 No. 27：医療専門職員（内科医、救急職員、看護師など）全体に、女性被害者の健康へのオンライン暴力の影響について教育する。

女性に対するオンライン性差別的、性的暴力の身体と精神外傷的影響を考慮し、その治療は100%国が負担しなければならない。

そのためHCEは勧告No.5にある「レイプその他の性的攻撃を社会と司法が公正に処罰するための意見」を「暴力の精神外傷的な影響について訓練を受けた専門的心理療法士、医師、精神科医などによる治療を含め、成人を含めた被害者の受ける治療を100%国が負担する」に拡大する。

しかしHCEは行動分野の細分化を打ち破り、この勧告をあらゆる形態の暴力の被害者にまで拡大したいと考えている。

勧告 No. 28 : 暴力の精神外傷的な影響について訓練を受けた専門的心理療法士、医師、精神科医などによる治療を含め、成人を含めた**暴力被害者全員**の受ける**身体的、精神外傷的治療を100%国が負担する**。

4. 社会全体を動員することが必要：全国的な大規模 キャンペーンとデジタル関係機関の動員が急務

a. 一大キャンペーンを組織する

女性に対する暴力は、その規模と重大性に鑑み、市民、国家機関、企業、学校、市民会社と接する可能性のある専門職などを含む大衆的な啓もう活動の対象とならねばならない。

女性に対するオンライン暴力の現れ全体を知らせる大々的全国的キャンペーンが必要

その目的と対象

- 女性に対するオンライン暴力の現れ全体を知らせ、可視化するとともに被害者への影響についても知らせる。
- オンライン暴力の被害者の女性と少女の罪悪感をとりのぞき、支援を受ける手段を与える。
- 証人を関わらせ、女性に対するオンライン暴力事件に直面した際の対処手段と、取るべき正しい対応を知ってもらう。
- 加害者に、彼らの行為が法律で禁止され、刑法で処罰されることを指摘して、責任を取らせる。

普及の媒体

最大限の効果を保証するため、このキャンペーンには以下の2種類の媒体を優先的に使用する。

- デジタル媒体：ネット上の情報普及の速さを利用することで、ウイルスを利用したデジタルキャンペーンが実施できる。これには2種類のデジタル媒体が考えられる。1つは字幕付きのビデオの普及と以下のためのアプリ及び／または公的なインターネット空間の創出。
 - －フランスでの定義と法律の確認
 - －PHAROS（内務省通報調整分析検証方針課）のポータルサイト、Point de contact などの有用なサイトを紹介する
 - －これらの情報を時間の制限なくアクセス可能にすることでキャンペーンを継続化する。
- 従来の媒体：ポスター、ステッカー、ビデオ（デジタルキャンペーン用ビデオをもとに製作）、オーディオ・メッセージなどを学校や警察署などで流す。

啓蒙キャンペーンの例

サイバーストーキングについて

- ▶ イギリスの団体 Women's Aid はオンライン DV を根絶するために闘ってきた最初の組織の 1 つで、数年前からはサイバーストーキングと女性に対する影響、DV 予防の課題に取り組んでいる。2012 年はガイドブック「デジタル・ストーキング：被害者の技術リスクガイド」を出版。
- ▶ ポスター：「Staying safe online」（オンラインで安全に）は具体的なイラストでサイバーストーキングとは何かを若い女性に知ってもらう媒体の優良事例。

性差別的、性的オンラインハラスメントについて

ユベルティーンズ・オークレール・センターは 2015 年、2016 年の 2 回にわたって「Stop Cybersexisme」キャンペーンを行った。これはティーンエイジャーを対象とした学校、児童施設、パリの地下鉄、パリ郊外電車で実施され、従来のメディア及びオンライン・メディアは大きく報道した。このキャンペーンではスポット広告、ポスター、情報ガイドブックなどが使われた。その一部は 2017 年に更新して利用された。

勧告 No. 4：オンライン暴力についての大々的全国的キャンペーン

その形態や被害者への影響、被害者の告訴の可能性、証人の動員。加害者の責任追及と彼らの行為が法律で禁止され、刑法で処罰の対象となっていることを教える。

b. 新しいデジタル空間において、女性が公正に表象され、男女平等が促進されるのを監視するよう全国デジタル評議会（CNNum）を動員する。

最後に、オンラインの性差別と闘い、女性と子どもの映像と権利を保護するには、（高等視聴覚評議会が公正な女性の表象と男女平等の促進、女性に対する性差別的なステレオタイプや品位を落とす映像の流布防止、女性に対する暴力、および DV を監視しているのと同じように）、CNNum の使命と同じ対象を、サイバー空間にも拡大することが適当である。

また、1986 年 9 月 30 日の No.86-1067 法第 20-1-A 条で挙げられている企業による女性の権利の尊重に関する 2015 年 2 月 4 日の裁定 No.2015-2 を下した CSA のように、CNNum も優良行動の基準として役立つ同様の判断を出すよう働きかけるができよう。

勧告 No. 5：全国デジタル評議会 CNNum に対し、勧告を出すことによって、公正な女性の表象と男女平等の促進、女性に対する性差別的なステレオタイプや品位を落とす映像の流布防止、インターネット上で女性に対する暴力、及び DV を根絶する闘いを見守る使命を委託する。

第2部：

カップル内の

サイバーストーキング：

女性に対する

暴力撲滅の闘いの公共政策に

デジタル関連の課題を

取り入れる必要性

1. 暴力被害者の女性を保護・支援する NPO に所属する専門職員を動員する

a. NPO はこの問題を認識し、組織づくりを始め、行動を準備している

ますます多くの公的主体が女性に対する暴力対策におけるサイバーストーキング現象をその形態、影響の面から研究を進めている。

例えばネットワーク「女性の連帯 (FNSF)」という NPO では、所属する専門家（被害者心理学者、ソーシャルワーカー、教育者、法律家など）が毎年、3 万人以上の女性を支援し、毎年 6500 人のカップル内の暴力の被害を受けた女性と子どもに宿泊施設を提供している。彼らは数年前からこの現象に気づいていた。

- 受け入れている女性たちが被害を受けた暴力の形態（執拗な監視、身元詐称、ハラスメント、SNS による脅迫、フェイスブックなどのアカウントやメールアドレスの盗用）、
- 暴力の被害を受けた女性を、加害者が、彼女たちの携帯電話にインストールしたソフトを作動させる、彼女たちや子どもの SNS アカウントを監視する、あるいはインターネットで特別な収容施設や宿泊施設を積極的に探すことによって監視する、あるいは見つけ出すことができる。夫婦で住んでいた家を逃げ出したが、このようにして配偶者あるいはパートナーに見つかった女性は大勢いる。

インターネットでの住所検索エンジンの性能は向上する一方なため、宿泊施設（または移転後のものを含む女性の電話番号）の電話番号を「レッド・リスト」に登録する必要がある。しかし、宿泊施設の住所がネット上（グーグルマップなど）に現れることもあり、NPO は電話事業者あるいはインターネット事業者に住所、場所の写真、詳しいルートなどの削除を求めざるを得ない。

宿泊あるいは受け入れの場所の住所の秘密性はこうして失われ、女性のみならず支援する専門家チームの安全も脅かされることになる。加害者は、時には家族の一員に付き添われて、被害者の住む場所へ足を運ぶ場合もあるし、脅しのメッセージを送る、あるいは電話をかけて収容施設を出るように迫る（子どもを取り上げることもある）などの場合もある。NPO は安全確保のため、女性の宿泊場所を速やかに変えるか、別の県に移住させざるを得なくなる。

これら 2 つの現象が組み合わさって、暴力被害者の女性の不安感や恐怖心、PTSD を悪化させ、暴力からの脱出と再建にブレーキをかける。また、女性の安全を強化するために「女性の連帯」ネットワークに加わっている NPO は最も危険な状態にある女性のリスク管理のプロトコルを作成した：

- 特別宿泊施設入所に際しては、女性が行くことが許可されている場所（学校、中小企業、

病院など) で待ち合わせる。

- 女性には携帯電話、メール、銀行口座、パスワードを変更し、SNS の使用を制限するよう勧告する。
- (郵便や様々な手続き用に) 女性の住所を NPO の住所、あるいは宿泊施設がある県とは別の県にある同じネットワークの NPO の住所を用いるよう提案する。
- 一部の手続きや提携組織とリンクしている一部のソフトにおいては、女性と子どもの氏名を匿名化することを勧告する。

FNSF は数回にわたって暴力の被害女性、特に最も危険な状況にある女性のデータの秘密性が例えば宿泊申し込み用ソフト (SIAO) や住宅申し込み用ソフトにおいて保証されるよう警告・要請した。

ユベルティーンズ・オークレール・センターの例 啓蒙キャンペーン



ID の悪用

攻撃

ハラスメント

窃視

2015 年、ユベルティーンズ・オークレール・センターのイラスト

ユベルティーンズ・オークレール・センターは女性に対するオンライン暴力のテーマに取り組み、2015 年 4 月にオンラインで女性に対して行われる性差別的、性的暴力の様々な形式についての啓蒙と予防のキャンペーンを実施した。サイバーストーキングとサイバー監視は「窃視 (のぞき見)」という用語に含ませた。

このキャンペーンの延長線上で、ユベルティーンズ・オークレール・センターは 2017 年 9 月に、カップル内の暴力 (DV) の被害女性を支援する様々な団体や専門家と検討グループをスタートさせた。その目的はこれらの暴力の特異性を理解し、保護のためのツールを作成することであった。2018 年は研究・対策がスタートする。

b. 一般化すべき実践—既存の資源を更新し、専用の資源を作成し、専門家を育成する

これらの実践を暴力被害の女性を支援する NPO 全体に普及しなければならない。女性に対する暴力で ICT が果たす役割について、現場の専門職員の教育がまだまだ遅れているからである。

たとえば、第 5 次女性に対する暴力撲滅計画は「あらゆる形態」の暴力と闘うことを掲げているが、この計画に沿って広く <http://www.stop-violences-femmes.gouv.fr/> 上で NPO、被害者、専門職員などに普及されているパンフレットは、今後はデジタルツールの使用がカップル内の暴力を永続化させるテコとなっていることに言及すべきである。

また専用の資源を作成すべきである。

HCE はカップル内のサイバーストーカーキングに関するいくつかのガイドブックを特定した。

- “Digital Stalkig: A Guide to Technoogy Risks for Victims”, 様々なデジタルツールとそれに関連するリスクについての情報を提供
- “Empowering Women to Be Safe Online”, SNS、特にフェイスブックに伴うリスクを解説し、オンラインで自分の身を守るためのツールを紹介。
- “Kit de autdefensa ciberfeminista”, オンラインで身を守るための方法についての非常に実用的かつ技術的なアドバイス（安全なメール・アカウントを設計する、正しいパスワードの使用、別のプラットフォームに変更する）を提供し、異なる SNS の安全度を示す。

No.1 ガイドブック：“Digital Stalkig: A Guide to Technoogy Risks for Victims”

このガイドブックはイギリスの NPO、Network for Surviving Stalking と Womens’ Aid Federation of England が 2012 年に出版した。ハラスメントやサイバーストーカーキングの被害女性や支援団体向け。

各デジタルツール（電話、パソコン、監視ソフト、SNS）について、非常に教育的な情報を提供：

- 様々なデジタルツールの使用に伴うリスクを挙げている
- 女性が警戒すべき兆候
- 身を守るためのアドバイスと技術的ツール

ガイドブックの抜粋：

付録 A：どのようにしてハラスメントをする配偶者や元配偶者を見分けるか？

元配偶者によるサイバーストーカーキングの 50%以上は、別れる前から始まっている。

1. 彼はあなたの生活を管理しはじめ、誰に SMS やメールを送っているか、何を送っているかを知りたがる。疑い深く、妄想癖があることも。
2. 一日に何度も連絡してきて、あなたの居場所を確認する。
3. いつも行かない場所にあなたがいることを知っているように思える。その場合には、彼

はあなたの電話に位置特定用のソフトを入れたかもしれない。

4. 攻撃的、侮辱的あるいは脅迫めいた SMS を送ってくる。
5. あなたの友達や家族に連絡して、あなたが何を言っているかを聞いたり、あなたについての情報を得ようとしたり、彼らと貴方の関係を悪化させようとする。
6. あなたについてのうわさを流し、あなたが困るような、あるいは暴力的なコメントを SNS やフォーラムに投稿したりし始める。
7. あなたが彼に伝えていない情報、あるいはあなたがネット検索などオンラインで何をしているか、あるいはだれとオンラインで話しているか、誰にメールを送ったかなどを知っているように思える。この場合、彼があなたのパソコンにスパイソフトを入れたかもしれない。
8. あなたのパスワードが無効になったり、頻繁に変わる。
9. まだ開けていないはずの受け取ったメールに既読のマークがついていたり、あなたのアカウントからあなたが送ってもいないメールが送信されている。
10. あなたの銀行口座からお金が無くなり始める。
11. 友人の電話番号、パソコンのファイル、メールなどがあなたの機器から削除されている。

付録 B：サイバーストッキングのリスクを減らす正しい方法例

もしあなたのパートナーが無理やりあなたのケータイを見せろと言う場合、あなたの行動を隠そうとするのは危険です。その場合には、公衆電話や家の近くの図書館のコンピューター、あるいは友人の電話を借りる方がいいでしょう。

あなたの携帯電話での安全を保障するために

1. PIN コードで開けるようにセットしましょう。開けた後 2, 3 分使用しない場合には再びロックされます。パスワードは誕生日や彼が簡単に思いつくものを避けましょう。
2. あなたや友人の居場所を特定するようなアプリの使用はやめましょう。誰かがあなたの電話に監視ソフトを入れた疑いがあるなら、アプリをすべて検討して、怪しいものは削除しましょう。
3. 電話で撮影した写真の位置特定オプションをオフにしましょう。最初にアプリを開く場合、写真の撮影場所の登録に同意するか聞かれます。
4. 秘密にしたい電話をかけるには、使い捨て電話を使用しましょう。
5. 呼び出している相手の名前を隠すように電話を設定しましょう。

ガイドブック No.2: “Empowering Women to Be Safe Online”

女性にネット上の安全のための手段を与える

このガイドブックはイギリスの NPO “Women’s Aid” とフェイスブックが 2017 年に作成した。対象は、SNS 上で身を守ろうとする被害者あるいは被害者になる可能性のある女性と少女である。

4つの部分で構成される。

- サイバーストーキングの形態、デジタルツール（とりわけインターネット）の悪意ある使用、被害者の証言などを紹介。
- フェイスブック上に載せる、身を守るための実用的アドバイス（パスワードを安全にする、自分のアカウントの秘密厳守の範囲を管理するなど）。
- Women's Aid の提案する暴力被害にあった女性の支援の仕組み
- サイバーセキュリティについての FAQ

HCE は暴力被害者の女性と最初に接触する専門職員を養成することを勧告する。

勧告 No. 13 : 女性にサイバーストーキングから身を守る手段を提供する。

- 女性の権利省が作成した女性に対する暴力撲滅公式ガイドブック「被害者と証人：行動するためのカギ」でサイバーストーキングについて言及し、被害者を受け入れる機構すべてに普及する（治安部隊、司法機関、弁護士会、CHRS（社会復帰支援宿泊センター）、中学、高校、特殊団体など）。
- イギリスの団体 Women's Aid 作成のガイドブックをモデルに、被害者受け入れの専門家用にサイバーストーキングからの保護に関する特別のガイドブックを作成し、利用してもらう。
- サイバー犯罪に関する特別訓練を受けた調査官の配置されている警察署や憲兵隊のリストを配布する。

勧告 No. 14 : サイバーストーキングの被害女性の受け入れ団体の専門職員による支援を容易にする :

- オンライン暴力の被害者の電話相談・オリエンテーション局の職員の養成を強化 : 3919(Violences Femmes Info-FNSF), 0800 05 95 95 (CFCV contre le viol), 0 800 200 000 (Net Ecoute);
- オンライン暴力の被害者の相談やオリエンテーションを行っている団体への財政的支援を強化し、(被害者の保護支援にとどまらず)、オンライン暴力対策にまでその活動を広げられるようにする。

c. サイバーストーキングの被害女性を支援する NPO を財政的に支える

暴力被害女性を受け入れている NPO や施設を財政的、人的に援助し、女性の受けた暴力に対する NICT（新情報通信技術）の影響に合わせて行動し、暴力被害者の女性をもっと多く支援できるようにする必要がある。

2. 内務省と司法の行動

a. サイバーストーキング被害の告訴を促進するため、警察や憲兵隊はそのための技術養成を受けていることを知らせるとともに、その養成を強化する

第4次女性に対する暴力撲滅予防計画のなかで大掛かりな専門養成が行われた。今後、警察官や憲兵はDV被害者の聴聞に関する暴力被害女性の保護および人身売買防止省庁間代表部（MIPROF）が作成した緊急時対応マニュアル（fiche reflexe）を利用できるようになる。また、警察官と憲兵の初期および継続養成には様々な行動も取り入れられ、DV被害者への対応に関する養成も行われるようになっている。

この養成を補完し、DVの枠内でのサイバーストーキングの探知を容易にするため、HCEは以下のやり方で司法警察官と幹部のサイバーストーキングの形態について教育することを勧告する：

- 既存の緊急時対応マニュアルに、カップル内の悪意のあるデジタルツール使用に関する一節を挿入する。
- 警察官と憲兵の女性に対する暴力についての初期教育に、女性に対するオンライン暴力についての1コマを加える。

HCEは第5次女性に対する暴力撲滅予防計画（2017-2019）の枠内での約束について内務省の注意を促したい。

行動 78：サイバー性差別の行為の通報を促進する

サイバー性差別の通報を促進するために、サイバー犯罪撲滅について養成をうけた調査官のいる警察署や憲兵隊本部をリストアップして、サイバー性差別の被害を受けた女性を支援するNPOに送付する。

- 実施年：2017年
- 主導：内務省
- 協力機関：MIPROF

HCEはこの措置が配偶者や元配偶者が監視用ソフトを使用しているのを検知するのが困難なサイバーストーキングの被害者にとって緊急であることを指摘する。

勧告 No. 15： サイバーストーキングの発現について警察や憲兵隊の専門職員、特に司法警察職員や幹部の教育研修を強化し、彼らにツールを提供し、告訴状の提出や証拠の記録を容易にする。

初期養成はモジュール方式で実施し、その後の養成は既存文書、特にDV被害者の聴聞に関して、暴力被害女性の保護および人身売買防止省庁間代表部（MIPROF）が作成した緊急時対応

マニュアル (fiche reflexe) を更新して実施する。

b. サイバーストーキングの取締り強化のために

裁判官も MIPROF が作成したカップル内の暴力 (DV) 被害者の聴聞に関する緊急時対応マニュアルを用いることができる。女性に対するオンライン暴力についての 1 節は既に加えられている。

サイバーストーキングの加害者がより厳しく処罰されるために、HCE は警察官と憲兵隊に対する勧告「警察官と憲兵の女性に対する暴力についての初期教育に、女性に対するオンライン暴力についての 1 コマを加える」を裁判官にも拡大することを勧告する。

勧告 No. 16 : 裁判官の初期養成、継続養成に専用モジュールを導入し、サイバーストーキングを探知し、理解するためのツールを提供する。

3. ICT 産業レベルの対策

a. サイバー監視用ツールの悪意ある使用を制限する

犯罪活動の監視にとって実際に役立つようなサイバー監視用ツールの作成を禁止するのは難しいが、その販売を規制することは可能である。これらツールを購入する人にこのようなソフトの悪用は軽罪であると指摘する必要がある。また、結婚したカップルの枠内で行動している加害者に的を絞るためには、カップル間の通信の秘密に関する法律があることを注意するよう奨励するのも一つの方法である。

勧告 No. 12 : 監視用ツールやソフト上に、悪意ある使用は軽罪であることを表示するのを義務化する。

「Trojan (トロージャン)」はウィルス的一种で、パスワードを盗んだり、ファイルに感染したり、インターネットユーザーのメールボックスを横取りすることができるスパイソフトである。そのため、アンチウイルス、「antitrojan」など感染防止のソフトが不可欠である。これらのセキュリティソフトはコンピューターの OS を脅威から保護する。

情報通信技術産業 ICT はインターネット、広くはデジタルツールの悪用の防止、したがって女性に対するオンライン暴力の防止で一役買うことができる。

この役割は、監視用ソフトがインストールされたことを検出する既存技術について、そしてこれらソフトの悪意ある使用の違法性について明白かつ明示的に伝えることから始まる。

b. デジタルツールの悪意ある使用をなくすために革新的なソリューションを開発する。

勧告 No. 17 : 財政的にも技術的にも利用可能なツール (antivirus, antitrojan) を開発し、普及することで、監視用ソフトのインストールを防止する。監視用ソフトの悪意のある利用があった場合に、警察がそのようなソフトのインストールを察知し、悪意あるユーザーを特定できるような手段を提供する。

第3部：

オンラインの

性差別的及び性的ハラスメント：

オンライン暴力・

憎悪（ヘイトスピーチ）を

根絶するための行動に

性差別の問題を取り入れる

1. オンライン・ヘイトスピーチを根絶する闘いに性差別問題を含める

コンテンツ・ホストの権利を分析することで、オンライン性差別を根絶する上で、ホストには2つの義務があることが明らかになった。

- ▶ コンテンツ・ホストは技術的な仲介者であり、コンテンツ自体については民事でも、刑事でも責任がないことが認められているものの、通報された不正コンテンツの拡散を速やかに中止する義務がある。したがってコンテンツ・ホストは「この種のデータ（不正コンテンツ）をそれと誰でもが分かるように、簡単にアクセスでき、見ることができる仕組みを設置しなければならない。
- ▶ また、「人類に対する犯罪の擁護、テロ行為実行の挑発とその擁護、人種差別のおよび性別、性的指向、障害などを理由とする個人に対するヘイトスピーチ、児童ポルノ、暴力煽動、特に女性に対する暴力煽動、人間の尊厳の侵害などの取締りに関連する全体の利益を考慮して」、コンテンツ・ホストはいくつかの犯罪の拡大を防ぐ闘いに協力する義務がある。特に以下の犯罪：

－1881年7月29日法第24条、第8節、「性別、性的指向、性的アイデンティティ、障害などが理由の個人あるいは集団に対する憎悪や暴力の挑発」

－刑法第225-4-1「人身売買」

－刑法第225-5「売春斡旋」

－刑法第225-6「売春斡旋に準じる行為」

－刑法第227-23「未成年者の映像や表象の流布、固定化、録画あるいは伝達を目的とした行為で、その映像あるいは表象がポルノ的性格を表す場合」

－刑法第227-24「用いる手段や媒体にかかわらず、テロ、ポルノを煽動する、あるいは人間の尊厳を大きく損なうような性格、あるいは未成年者に、身体を危険に晒すような遊びをするように煽動する暴力的性格のメッセージを作成、伝達、流布する行為、あるいはそのようなメッセージを売買する行為」

また、フランスの司法は、通説に反して、パリの控訴院の2016年2月12日金曜日の裁定で「フランスの裁判所はフェイスブックを裁くことができる」と判断し、アメリカのSNSやデジタル・サービスの大半についてもこの判断が潜在的判例となることを再確認した。

実際は、HCEの観察では性差別と闘う意思表示はされているものの、それが行動に移されるのはごく一部でしかない。「われわれはツイッター上では、表現の自由が保障されると同じくらい（利用者は）安心していられると信じている」とツイッター社会長は指摘した。さらに各SNS（フェイスブック、ユーチューブ、ツイッター）はそれぞれ「コミュニティ・スタンダード（共通基準）」という、加入者に適用されるある種の共通の内部ルールを定めていて、そのいずれもが性別

によるヘイトスピーチを禁止している。

フェイスブックは「コミュニティ・スタンダード」で「すべての性別や性的アイデンティティが理由で個人を直接攻撃するコンテンツを含むあらゆるヘイトスピーチを削除する」と述べている。ツイッターも使用規則として「許せない行動には、個人あるいは人の集団に対するハラスメント、特に、繰り返し、及び／あるいは当事者の同意なしに使われる悪口、人種差別的、性差別的な形容詞や決まり文句で、人間の品位を汚すようなコンテンツのすべてが含まれるが、それだけに限定されない」としている。ユーチューブの「コミュニティ・ルール」は「性別や性的指向や性的アイデンティティが理由の個人あるいは集団に対する暴力を奨励するあるいは支持するスピーチ」は認めないと説明している。

しかし SNS 上で女性たちが経験している現実には、これらの主張とは全く違っている。そのため国際少女デーを契機にハッシュタグ“WomenBoycottTwitter”を中心にツイッターのボイコット運動がスタートした。2016 年、#WomenAgainstTwitter はフランスでオンライン性差別に反対する最初の団体「サイバーハラスメントに反対するフェミニストたち」を誕生させた。最近のボイコット運動を受け、ツイッター会長は発言し、SNS のモデレーション・ルール、特に当事者の同意がない、プライベートあるいは性的な性格の映像の流布についてのルールを強化するとのべた。SNS がヘイトスピーチを根絶する闘いにもっと性差別を含めることが必要である。実際、2016 年 5 月、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブなどのコンテンツ・ホストは欧州委員会との行動規範に調印し、「肌の色、宗教、出身国あるいは民族などで限定した人を対象にしたオンラインで流された暴力や憎悪を煽動する」ヘイトスピーチをなくす闘いに取り組むことを誓約しているが、そこから性差別的憎悪はすっぱり抜け落ちていた。

a. SNS 上での性差別についての最初の SNS チェックテストは、女性憎悪の表現に対する不処罰が非常に多いことを明らかにした：通報された性差別的コンテンツで削除されたのは 8% 以下である。

主要なウェブ・プラットフォームの性差別的なコンテンツに対する許容度を測るため、HCE 事務局は、女性の権利擁護の 3 団体「サイバーハラスメントに反対するフェミニストたち」「女性基金」「En avant toutes」と協力して 2017 年 6 月から 7 月にかけて「最もユーザーの多い 3 大オンラインプラットフォームであるフェイスブック、ツイッター、ユーチューブに関する新しいテストを実施した。

通報した 545 のコンテンツ：

- フェイスブック上が 154、ステータスあるいはステータスに関連するコメント（ページなし）
- ツイッター上が 193、ツイート（個人アカウントなし）
- ユーチューブ上が 98、最も人気のある「tendances（今ヒット中）」とその解説。

通報したコンテンツと関連プロフィール（範囲の狭い／広い）、確認／未確認プロフィールの多様性に注意した。

結果：通報した性差別コンテンツのうち削除されたのはわずか7.7%、SNS間のばらつきが大きい。

*ツイッター：削除率13%（25／193）

*フェイスブック：同11%（17／154）

*ユーチューブ：同0%（0／198）

b. モデレーションの要件は不十分で行き当たりばったり、かつ段階的でない

削除率は各プラットフォームが独自に定める通報の理由によってばらつきがあり、モデレーションが不十分、行き当たりばったり、かつ段階的でないことを示している。

フェイスブック上

フェイスブックの定めた理由による通報されたコンテンツの削除率

通報理由	削除率
暴力的、自殺脅迫：信ずるに足る暴力の脅し	100.0%
特定の民族出身者へのハラスメント、ヘイトスピーチ	50.0%
露骨な性的表現	15.4%
特定の性、性的指向者へのハラスメントとヘイトスピーチ	9.0%
侮辱的、憎悪に満ちたコンテンツ	0%
露骨な暴力：暴力的あるいは自殺脅迫	0%
合計	11%

信ずるに足る暴力の脅しに相当するコンテンツはすべて削除されたが、特定の性的指向者や男女別に基づくハラスメントとヘイトスピーチに相当するコンテンツで削除されたのは、全体の10%以下である。

もう一つ注目すべきは性差別的および人種差別的と特定されたコンテンツで、「特定の民族出身者へのハラスメント、ヘイトスピーチ」として通報されたものは、不完全ではあるものの、その半分は削除されていて、性的憎悪のコンテンツに比べて強いモデレーションの対象となっていることである。

ツイッター上:

同じように、「脅迫的、暴力的、自殺的：明らかな暴力性」があるとみなされるコンテンツの

100%が削除されたのに対し、「性差別的ヘイトスピーチ」とみなされるコンテンツや「的を絞ったハラスメントあるいは暴力の脅迫」とみなされるコンテンツで削除されたのはそれぞれ 17.4%と 10%以下にとどまっている。

ツイッターの定めた理由による通報されたコンテンツの削除率

通報理由	削除率
脅迫的、暴力的、自殺的：明らかな暴力性	100.0%
性差別的ヘイトスピーチ	17.4%
的を絞ったハラスメント	8.2%
暴力の脅迫	7.7%
無礼・侮辱的	0%
その他	0%
合計	13.0%

このように同じ種類のコンテンツでも削除されたのも、そうでないものもある。

通報され、削除されたコンテンツの例（訳不可能）



通報され、削除されなかったコンテンツの例 (訳不可能)



より詳しい分析を要するコンテンツは3種類ある：性差別的悪口、ハラスメント、当事者の同意のない性的性格の映像の流布である。

コンテンツ削除の実施が不確実であることは、モデレーションのルールが明確でないことの現れである。HCE はルールを明確化し、公表し SNS 間で統一することを勧告する。

モデレーションが弱いことの理由は他にもある：

それは SNS が定めている通報理由が明確でなく、法律の定める犯罪にも、オンライン性差別の現実の形態にも対応していないことである。

各 SNS の定めた通報理由のまとめの表

Facebook	露骨な性的表現	
	特定の性、性的指向者へのハラスメントとヘイトスピーチ	
	暴力的あるいは自殺脅迫	露骨な暴力 信ずるに足る暴力の脅し
Twitter	無礼・侮辱的	
	的を絞ったハラスメント	
	性差別的ヘイトスピーチ	
	暴力の脅迫	

Youtube	性的性格のコンテンツ	衝撃的性行為
		裸
		扇情的コンテンツ
		未成年が関わる
		不適切な表現／タイトル
	その他の性的性格のコンテンツ	
	暴力的あるいは下劣なコンテンツ	身体への攻撃
		子どもが関わる暴力
	侮辱的あるいは憎悪に満ちたコンテンツ	憎悪や暴力の擁護
		威嚇

このように SNS は例えば「悪口」を通報理由には定めていない。悪口を通報するために、テスト実施者はフェイスブックでは「性的に露骨」、ツイッターでは「無礼」あるいは「性差別的ヘイトスピーチ」などを理由に選ばなければならなかった。

また、通報手続きでは理由を一つだけに限定しなければならない。しかし、

- 一つのコンテンツは悪口、脅迫、ヘイトスピーチなど性差別の様々な形態を含むことがある：
- 一つのコンテンツの差別理由は一つとは限らない。特に性差別と人種差別、性差別とレスビアン嫌いなどが組み合わさったコンテンツは珍しくない。

SNS では実際に「襲撃」の通報をすることができない

プラットフォームは近年発達し、インターネット・ユーザーが「ハラスメント」を通報しようとした場合、同じ作者の複数のコンテンツを関連付ける可能性が生まれているにもかかわらず、通報手続きが女性がオンラインで受ける暴力の現実合っていない。

実際、通報手続きでは多数の作者に1回ずつ、共同するやり方でハラスメントを受ける「襲撃」被害の問題には対処できない。したがって SNS へのハラスメント通報では、ユーザーに「異なるアカウントから出されたコンテンツ」を選択する可能性を提供することが不可欠である。

SNS が根拠にする判例は弱い：性差別的悪口の場合

テスト実施者が性差別的悪口と判断したコンテンツ—通報されたコンテンツ全体の 52%—のうち、削除されたのは 11%に過ぎない。「売春婦」という悪口は通報コンテンツの 3 分の 1 で使われていた。

性差別的悪口は SNS に通報できない上、SNS 側は聴聞の際にコンテンツを削除するか否かを判断するのにフランスの判例に依拠すると述べている。しかしフランスの判例は、2012 年以後にこれに関して争われた裁判は 3 件しかないため、非常に弱い。

この困難を認識した HCE は現在悪口一般に関する検討を進めていて、その結果は数か月後に発表する予定である。

HCE は SNS に対し、性差別的悪口に対しては、特に悪口のリストを作成し、それに基づいて自動検出手段を開発するなど、より厳しいモデレーションを採用することを勧告する。

アプリ Yellow による自動モデレーションの事例

アプリケーションの“Yellow”は SNS でユーザーの 80%は 13 歳から 17 歳、アメリカ、イギリス、オーストラリアに住んでいる。フランス人はユーザーの 5%。アプリは英語でフランス語には翻訳されていない。

このアプリは、露骨に性的あるいは差別的な性格のヘイトスピーチに関連する言葉をあらかじめリストアップし、それに基づいて人種差別的、憎悪的あるいはポルノ的コンテンツを認識できるアルゴリズムを確立した。この技術により、Yellow のモデレーターは、アプリ上でメッセージ交換による会話や、ビデオでの“ライブ”の会話に含まれる憎悪的コンテンツを探知できるが、その削除は自動的ではない。

勧告 No. 18 : アルゴリズムによる検出および最も重大な性差別的コンテンツ、特に最も頻繁に行われる性差別的な脅迫や悪口の削除を自動化する。

c. 透明性に欠けるため、あまり教育的ではない

通報の後、通報者に対して SNS が問題のコンテンツを削除するか否かの判断が通知されていない。

通報者と問題のコンテンツの発表者への通知システムを確立したのはフェイスブックだけである。これによって通報者には自分の通報がどのように処理されたかが通知され、コンテンツ発表者にはなぜ自分のコンテンツが「コミュニティー・スタンダード」に合っていないかを理解することができる。

ツイッターとユーチューブは、自分の発表したコンテンツが第三者による通報の対象になったことを発表者に通知するだけである。通報者に対して、通報がどうなったかの通知は行われない。

決定の通知は、通報者に対しては自分の通報が真剣に受け止められたことを示し、性差別的コンテンツの作者には性差別的発言は許されないことを伝えることで、オンライン性差別をなくすことに貢献する。

d. 削除まで時間がかかりすぎる

通報に返事する期限を定めている SNS はない。テストの際の観察では、フェイスブックでは通報 48 時間以内に処理されている。ツイッターとユーチューブは、コンテンツの通報からモデレーションチームによる処理までには約 1 週間かかると述べている。

性差別的コンテンツの処理期限は満足いくものではなく、より制限されなければならない。

ドイツの例に倣って、HCE は法律で SNS に対し 24 時間以内に通報の処理にとりかかるように定めることを勧告する。

ドイツの事例

2017 年 10 月 1 日、ドイツで新しい法律が発効した。この新法は国に SNS 上での検閲権を与えている。この法律で、ドイツ国家はフェイスブック、ツイッター、ユーチューブにユーザーの発言を検閲する権利を委任する。これによって SNS は、誹謗、中傷、煽動に属するオンライン「刑事犯罪」すべてを削除あるいはブロックする義務を課された。これら SNS はユーザーからの通報受信後 24 時間以内に、通報が正しいか否かに関わらず、行動しなければならない。SNS 企業は複雑なケースでは最大 7 日間が認められる。この法律に違反した場合、ドイツ政府は 5 千万ユーロまでの罰金を科すことができる。

勧告 No. 11 : 法律によって、SNS などに最短時間で通報に反応することを義務付け、緊急手続き（緊急通報用のボタン）などを設置する。

e. 性差別反対の NPO と協力して、SNS を巻き込むことが必要

インターネット上の性差別的コンテンツの通報を促進するには、ウェブ上の様々な主体と協力することが不可欠である。この観点からフェイスブックは「女性基金」、「サイバーハラスメントに反対するフェミニストたち」などの NPO に接触している。これらの組織との提携は、フェイスブックに対し、オンラインの性差別的、性的ハラスメントの行為を、従来通りの手続きを踏まず、被害者に代わって直接に通報することを可能にする。この特別の関係は通報されたコンテンツのより迅速な処理を促進する。この関係を維持し、公開し、被害者が SNS 上で性差別的、性的ハラスメントを受けたとき、どの機関・組織に頼ればよいかを知らせなければならない。

2016 年 5 月 31 日、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブとマイクロソフトは、欧州委員会と「行動規範」に調印し、それによって「有効な通報の大部分」を検討し、必要があれば 24 時間以内に憎悪的コンテンツを「削除ないしアクセスできなくする」ことを誓約した。

この SNS の約束はオンライン上での襲撃の増加や急進化の進行の状況に対応したものであるが、性差別的発言は憎悪的コンテンツからすっぱり抜け落ちている。

性差別的、性的オンライン・ハラスメントをなくすためには、様々な SNS がこの問題に取り組んで、欧州委員会の行動規範に倣って、インターネット上での性差別的憎悪の流布に対し、断固とした態度をとらなければならない。

勧告 No. 19 : SNS に対し性差別的なコンテンツモデレーション強化誓約を奨励する :

- SNS に性差別的コンテンツの通報手続きを共通化し、改善する。そのためには通報の理由を性差別的コンテンツの現実により合ったものにし、複数の理由による通報や、同じ一つの理由による複数の通報ができるようにする。
- SNS の性差別的コンテンツのモデレーション・ルールを共通化し、強化し、それを公表する。
- 通報に対して、通報したユーザーおよびコンテンツの作者に SNS の下した判断の通知と理由説明を共通化・系統化する。決定への不服申し立てのための手続きのあり方を提案する。
- コンテンツを通報したユーザー、通報されたコンテンツの作者、通報時に指摘された通報理由に関して、男女別の統計を公表する。
- フェミニスト団体と提携して、性差別的性格のコンテンツの通報と削除を容易にするため、これらの団体に「信頼のおける第三者 (Trusted Third Party)」になってもらう。

2. 国民教育省と教育関係者のレベルでの行動：性差別的、性的オンライン・ハラスメントの予防と探知

a. 診断： 国民教育省の有効なハラスメント対策は、従来の制度などの資源に内在する性差別主義をより可視化すること

i. オンライン・ハラスメントの重大性に合った教育省の取り組み

国民教育省は 2013 年新学期からハラスメント対策キャンペーンを開始した。共和国学校の計画方針 2013 年 7 月 8 日法 No.2013-595 は、付録の報告で以下のように指摘している。「あらゆる形態のハラスメントを根絶することは学校教育機関すべての優先事項である。この優先事項は、教育関係者全体と練り上げ、初等教育では学校評議会および教育用公的機関（EPLÉ）では理事会によって採択された行動計画の対象となる。この行動計画は定期的に評価され、必要なら見直される」。

2013 年以降、国民教育省はいくつかの軸を中心に公共政策を展開している。

教員に対し、あらゆる形態のハラスメントについて教育し、ツールを提供する

国民教育省は、学校におけるハラスメントの問題を取り上げ、教員だけでなく児童や家族もインターネット上で利用できる数多くの専用資源を提供した。

それと並行して、同省は全国の学区、県レベルに 300 人以上のハラスメント専門レフェラン（情報提供、アドバイス、支援担当）を配置した。これらのレフェランはハラスメントの形態の変化や処理のプロトコルについて定期的に研修を受け、特に性差別的、性的オンライン・ハラスメントに関して状況のフォローアップを確実に行えるようにしている。

あらゆる形態のハラスメントを防止する

この努力を強化するため、以下の 2 つのツールを中心に大掛かりな啓発活動が行われた。

- 「ノーハラスメント賞」：教育的事業あるいは学童などの施設で、小学校高学年から高校までの児童および教職員が考案した反ハラスメントのポスターやビデオに与えられる；
- 毎年繰り返し行われる一般向けの啓発キャンペーン

2016 年 11 月 9 日、第 2 回全国「ノー・ハラスメント」デーで、国民教育省は CM ビデオ「Liker, c'est déjà harceler（いいね！はすでにハラスメント）」を発表した。同省の提案で、フェイスブックとユーチューブの協賛でローズカーペット・チャンネルが制作したオンライン・ハラスメントのリスクに関するこの啓発ビデオはテレビとウェブ上で放映された。

ハラスメント、特にオンライン・ハラスメント被害者の支援

ハラスメント被害者を支援するため、国民教育省は無料電話相談 3020 を始めた。

オンライン・ハラスメント予防と被害者の支援の努力

NPO の「e-Enfance」と国民教育省は 2011 年 6 月に生徒間のサイバー・ハラスメント撲滅の協定に調印し、同 NPO は同省の特別提携団体になった。

2005 年に誕生したこの公益団体と国民教育省が認定した NPO は、NICT 支持の立場から、デジタルツールの「安全」な利用のために活動している。教育ツール開発や学校内での活動で、**予防、情報提供、啓発、そして生徒、両親、教育の専門職員の教育の役割を果たしている**。このように「e-Enfance」はオンライン・ハラスメントの分野ではキーとなる資源となっている。

30 カ国以上のオンライン・セキュリティ促進の行動を調整している EU の Safer Internet 計画の枠内で、「e-Enfance」は子どものインターネット使用、特にオンライン・ハラスメントに関する情報や質問専用の全国電話相談（0 800 200 000）を行っている。

ii. 国民教育省の進める公共政策では性差別的、性的ハラスメント対策が不十分

オンラインおよびオフラインのハラスメント撲滅に関する数多くの資源、ツール、介入計画を生徒、両親、教員などが利用できるようになっているが、ハラスメントの性差別的次元に対する対策を組み込んでいる計画はあまりに少ない。

教育省がこの次元を政策に取り込んだのは 2016 年以降である。

- 「ノー・ハラスメント」コンクールの「性差別的、性的ハラスメント」特別賞は、2016 年から女性に対する暴力を可視化した。
- 「学校におけるサイバー暴力予防ガイド」、2016 年に発表され、性差別的、性的サイバー暴力に関する 2 ページが含まれる。
- 「性差別的行動と性的暴力：予防し、探知し、行動する」ガイドは女性に対する性差別的暴力に触れているが、オンライン暴力には言及していない。

しかし、教育省が作成・配布している研究・調査結果は、少女らがこの現象に過剰に暴露していることを裏付けている。したがって、これらの資料でハラスメントの性差別的メカニズムを解明し、解説することが不可欠である。性差別はオンライン・ハラスメントの増殖に適した土壌といえる。女性に対する暴力をあらゆる生活空間にまで拡大する役割を果たすからだ。オンライン・ハラスメントと性差別的、性的ハラスメントははっきり区別できる現象ではない。同様に、男女平等のための公共政策は単独政策ではない。それどころか、教育省を含め国の進めるすべての政策を横断する政策でなければならない。

b. 性差別撲滅の闘いを学校でのハラスメント撲滅の公共政策に統合するために使う テコ

以下の電話プラットフォームが発表したデータには男女の区別がない：3020（教育省フリーダイヤル）、0 800 200 000 (Net ecoute)。

HCE は教育省と Net ecoute に対し、電話をかけてくる人の男女別のデータを集計し、少女のオンライン・ハラスメントへの過剰曝露を可視化するよう勧告する。

HCE との協議で、危険な状況に置かれた子どものための全国電話相談 (SNSATED) は、以下のデータを送ってきた：インターネットを通じた未成年者へのハラスメントに関する電話は 6 件、インターネットを通じた未成年者の危険行為に関するものが 7 件あった。

勧告 No. 2：女性に対するオンライン暴力の告発や処罰に関するデータを収集し、公開する。

特に以下に関するデータ：

- PHAROS への通報；
- SNS やホスティングサーバーへの通報；
- **通報用電話：3919(Violences Femmes Info-FNSF), 0800 05 95 95 (CFCV contre le viol), 0 800 200 000 (Net Ecoute)を通じた通報；**
- 警察署や交番への告訴や通報 (main-courante)；
- 司法機関による訴追や判決

HCE は (ガイドブック、インターネットサイトへの挿入、啓発ツールなど) 教育省に提供しているツールを更新し、これらツールが障がい者にも利用できるよう配慮しつつ、オンライン・ハラスメントの性差別の次元を加えることを勧告する。

また学校改革方針計画に関する 2013 年 7 月 8 日法は学校や高等教育機関におけるデジタルツールや資源の使用の教育は「プライバシーの保護など、インターネットやネットワークの使用に伴う義務と権利の啓発を含む」と定めている。

HCE はここで 2015 年 12 月の国民議会女性の権利代表団によるデジタルに関する報告にもりこまれた学校改革のための 2013 年 7 月 8 日法に基づく措置を補完する必要性についての勧告を援用する。実際、学校や教育機関で提供されているデジタルツールや資源の使用の教育は、男女平等に関連する課題、特に女性と少女に対するオンライン暴力の防止と撲滅を考慮し、インターネット使用にともなう義務と権利を周知させる必要がある。

勧告 No. 20：男女平等と関連する課題を、今より多くハラスメント撲滅に関する資源やデジタルツール使用の義務的訓練に取り入れる。

学校や各種施設の職員のための既存の職業訓練において、道徳教育や市民教育、及びマスコミ・情報に関する教育、男女間の平等促進や性教育の時間などで、性差別主義だけでなく、オンラインの性差別主義的・性的ハラスメントの問題をテーマとして取り上げつつ、職業教育を継続し、発展させる必要がある。

勧告 No. 21：教員や指導員（学校長、主任教育コンサルタント、専門指導員）の初期教育と継続教育において女性に対する暴力、特にオンライン暴力についての教育を義務化する。

優良事例：ユベルティーンズ・オークレール・センターの

女性に対するオンライン暴力防止の取り組み

2016年、同センターは、防止活動について研修を受け、適切な予防モジュールを提案している8団体と協力して、中高生1200人を対象にイルドフランス州の学校での予防プロジェクトの調整をおこなった。

ユベルティーンズ・オークレール・センターはオンラインでの女性に対する性差別暴力の防止に関して様々な職種の教育も提供している。

オンラインでの女性に対する性差別的、性的暴力反対の資源の最初のサイトが2017年10月17日同センターによってスタートした。対象は思春期の子どもとその周辺で働く職員である。このサイト上にはオンライン暴力を察知し、防止するツールや、被害者や証人に対するアドバイスを提供している。

3. 内務省、法務省の行動

- a. 内務省レベル：PHAROS（内務省通報調整分析検証方針課）へのポータルサイト上での通報や警察署、憲兵隊への告訴を促進する

PHAROS（共通化、分析、通報の重複や傾向に関して）というプラットフォーム（PHAROS が開設したウェブページ）は司法警察の中央本部（DCPJ）内にあるユニットで、フランスおよび海外の個人やプロバイダーからの通報を集め、処理し、適切な部署に振り分けることを使命としている。

PHAROS は通報を中央に集めるツールで、同じコンテンツに何件もの通報がされ、同じ事件についていくつもの捜査が行われることを避けるため、PHAROS のスタッフは通報を調査して、適切な部署に振り分けている。

したがってこのプラットフォームはオンラインでの事前告訴システムではない。PHAROS への通報には法律上の価値はない。性差別的、性的オンライン・ハラスメントの被害者にとって PHAROS は単に仲介者が一人増えるだけに終わってしまうこともある。

何を通報できるの？

- 不正なコンテンツあるいは行動、つまりフランスの法律が禁止し、処罰していること。あなたが単に不道徳あるいは有害と判断しただけのコンテンツや行動は通報できない。
- インターネット上で公開しているコンテンツで誰でもがアクセスでき、集まれるコンテンツ：サイト、ブログ、フォーラム、チャット、メッセージング上をうろつく匿名ユーザーなどは通報可。
- あなたの知人との私的な問題は、たとえあなたを困らせる目的でネットが使用されていても通報できない。そのような場合には警察署か憲兵隊に行くこと。
- 救急隊の介入を要するような緊急事件は通報できない。その場合には、17 番に電話すること。

PHAROS のインターネット通報画面

internet-signalement.gouv.fr
Portail officiel de signalement des contenus illicites de l'Internet

MINISTÈRE DE L'INTÉRIEUR

Signaler

Formulaire de signalement

1.Contenu 2.Quand/Où 3.Description 4.Informations 5.Validation

SE RENSEIGNER

Questions et Réponses

Conseils

Conseils aux Jeunes

Conseils aux Parents

Internet Prudent

Protéger son ordinateur

Liens Utiles

Quel type de contenu souhaitez-vous signaler ?

Choisissez le type de contenu dans la liste ci-dessous*:[?]

- Pédophilie ou corruption de mineur sur Internet
- Incitation à la haine raciale ou provocation à la discrimination de personnes en raison de leurs origines, de leur sexe, de leur orientation sexuelle ou de leur handicap
- Menaces ou incitation à la violence
- Trafic illicite (stupéfiants, armes, etc.)
- Mise en danger des personnes
- Incitation à commettre des infractions
- Spam
- Injure ou diffamation
- Escroquerie

2014 年以降、インターネット事業者は PHAROS に、性差別、同性愛嫌悪、障がい者嫌悪に関して通報されたコンテンツすべてを転送することが法律で義務付けられている。

ICT 関連犯罪撲滅中央局（OCLCTIC）の PHAROS の統計指標は、「人種差別的ヘイトスピーチや出自、性別、性的指向、障がいなどを理由にした人間の差別煽動」の項目内で、それより細かい分類をしていない。実際、この犯罪に該当する通報されたコンテンツの非常に大きな部分は、被害者の性的指向（同性愛嫌悪）に関係している。性別が理由のヘイトスピーチに該当するコンテンツが通報されるのは非常に稀である。

2016 年の性差別的、性的オンライン・ハラスメントに関係する通報は 41 件、ハラスメントの多様な形態を告発し（写真の流布、特定の行為の煽動、性的ハラスメントなど）、被害者からのものもあれば、SNS 上（SNSapchat やフェイスブック）で見られる行為を告発する目撃者（証人）からのものもあった。現在まで、PHAROS スタッフはコンテンツ通報者に関する男女別データを提供できる体制にはない。

勧告 No. 2 : 女性に対するオンライン暴力の告発や処罰に関するデータを収集し、公開する。

特に以下に関するデータ:

- PHAROS への通報 ;
- SNS やホスティング・サーバーへの通報 ;
- 通報用電話 : 3919(Violences Femmes Info-FNSF), 0800 05 95 95 (CFCV contre le viol), 0 800 200 000 (Net Ecoute)を通じた通報 ;

- 警察署や交番への告訴や通報（main-courante）；
- 司法機関による訴追や判決

差別撲滅のために活動する NPO は通報や被害者支援促進のために、PHAROS と協力している。フェミニスト NPO も協力できそうに思われるが、30 の協力 NPO のうちフェミニスト団体は一つもない。

勧告 No. 22 : PHAROS とフェミニスト団体を提携させ、性差別的なコンテンツの通報と削除を容易にするため、これらの団体に「信頼のおける第三者（Trusted Third Party）」にってもらう。

HCE は、必要な証拠を明記した回状を配布して、警察署や憲兵隊には被害者からの告訴を受け付ける義務があることを再確認するよう勧告する。

HCE が実施した 2 回の円卓会議で、暴力被害者の女性を支援する NPO は告訴する際の困難に関する経験を交流した。全員が警察官や憲兵隊がこの種の暴力について知識がなく、非常にしばしば単なる新聞法違反だと思っただけで、1 年の時効期限を過ぎてしまうことがあったと述べている。

勧告 No. 23 : 警察と憲兵隊には被害者からの告訴を受け付け、証拠を認定するために、警察署の常駐幹部が告発されたコンテンツとデジタル・コンテキストを記録・保管する義務があることを通知を回して再度徹底する。

告訴する際に念頭に置くべきこと

警察署に常駐の警官は暴力的および性差別的なコンテンツとそのデジタル・コンテキストを録画することで、コンテンツ画面を保存できる。

- 執行官の報告書は不要。

プラットフォーム（PHAROS が開設したウェブページ）で優先される連絡先は内務省のイントラネットでリストアップされているので、警察官や憲兵にもアクセス可能である。したがってこれを通じて違法コンテンツの削除を促進できる。

警察官や憲兵が告訴の受付を拒否した場合、被害者は常駐の幹部に面会を求めるか、共和国検事に直接文書で訴えることができる。France Victimes は被害者の告訴提出の援助をしている。

プライバシー侵害の軽罪では被害者の告訴が不可欠である。単なる通報だけでは共和国検事は提訴できない。

b. 法務省レベルで：裁判官などの教育

勧告 No. 24 : 裁判官と弁護士の初期教育と継続教育で、オンライン暴力を含めた女性に対す

る暴力についての教育を義務化し、適用される法的なルールの実施を保証し、被害者の損害賠償を受ける権利の行使の可能性を強化する。

レイピストに利用されるデジタルツール

a. オンライン小児性犯罪

現象の定義と発現形態

オンライン小児性犯罪には、成人の子どもに対する暴力の様々な形態がある：写真を求める、会うことを求める、小児性犯罪的な映像すなわち未成年者への性的攻撃やレイプの映像を、アクセスが限定された、あるいは誰でもアクセスできる空間で発表するなどである。

これらの暴力は成人と未成年者の接点となるデジタルツールによって容易になる。こうしてNICTは未成年のレイプを増加させる付加的ツールになっている。

児童ポルノコンテンツの流布に使用されるインターネット・サービス事業者は、その大部分が映像コンテンツ・ホスト（82.2%）で、ユーザーの映像や写真のファイルを保管するコンテンツ・ホスティングのサイトである。SNSは小児性犯罪のコンテンツの仲介サービス事業者の0.5%にすぎない。

サイバーポルノと違い小児性犯罪サイトは誰でもがアクセスできるサイトではない。ユーザーは慎重性（偽名、パスワード）に加えて、「アクセス権利料」として、小児性犯罪的性格の写真を一定数提供することを求められる。映像は「ショーウィンドー」サーバー、すなわち他の名前のサイトに隠れた小児性犯罪的映像サイトを通じて流される。一方、フォーラム（意見交換の場）を通すと小児性犯罪的映像を流すのは非常にたやすく、ユーザーにとっては早く安全な方法になっている。警察にとっては、この種の直接の映像交換を傍受するのは難しい。

数字で見るオンライン小児性犯罪

小児性犯罪サイトやこれらサイトの閲覧者数に関するデータはほとんどない。現在の数え方は、閲覧者、「意図しない」閲覧者、検索者を区別していない。またこのようなサイトに行きつくまでに使用される多様なパスワード、クロスリファレンスなども考慮していない。

ネット上で見つかったショッキングなコンテンツをすべて通報できるプラットフォーム「Point de Contact」によれば、2014年から2016年までの期間にポルノコンテンツと断定されたコンテンツは287%も増えた（2016年通報されたコンテンツは7,341件）。

オンライン小児性犯罪的コンテンツのモデレーション

フェイスブックは写真インプリントという、すでに発表された、性的攻撃（特に未成年に対する攻撃や小児性犯罪的ネットワークで共有されている）性的性格のプライベート映像を自動的にモデレーションする仕組みを確立した。発表直前の写真インプリントが、小児性犯罪データベ

スにあると特定されると、それは直ちにブロックされ（ダウンロードの段階で）、2度と発表できなくなる。

ツイッター上でも、特別の手続きがある。小児性犯罪的コンテンツを察知するとインターポールに通報する。こうして3年前からこのシステムのおかげで、世界で256人が逮捕された。この仕組みでは、写真だけで人間の年齢を判断するのが難しいことから限界がある。

フランスの法律の現状

フランスの法律は小児性犯罪を罰している。刑法第227-23条では、未成年者の関与するポルノ映像あるいは未成年者のいかなる表象の制作、流布、保持も違法であり、それは、現実の映像でも「想像上の未成年を表す非現実的映像、つまり絵や現実の映像の加工から生じた映像」でも同じである」としている。

2007年3月5日法以降、そのような映像を、たとえ保存しなくても、流布するサイトを「日常的に閲覧すること」は処罰されるようになった。

勧告 No. 25 : 小児性犯罪を根絶する手段を強化する

- 小児性犯罪的な映像の拡散を制限する既存機関に**財政的、人的手段を与える**；
- PHAROS 上の小児性犯罪的コンテンツ**告訴と通報**、及び作者処罰に関する**統計を公表する**。
- フランスにおける小児性犯罪映像の流布に関する**統計学的調査の実施**。
- 小児を性犯罪から守る**専門家の養成強化**。

b. サイバー売春斡旋：ネット上での売春斡旋の増加と簡素化、他者の売春を利用する斡旋業者の広告サイトの不処罰

フランスでは売春は女性に対する暴力、及びフランス法の基本的原則である男女平等と人体の非資産性の侵害と認められている。

売春は重大な軽罪で、7年の禁固刑と15万ユーロの罰金に処される。刑法第225-5条、第225-6条では、「他者の売春を援助、補助、保護」すること、「他者の売春から利益を得る」こと、「日常的に売春を行う人の収入を分け合うあるいは援助金をもらう」あるいは「一人は売春を行い、もう一人は他人の売春を搾取、あるいは売春に対する報酬を支払う2者の間で代理として仲介をする」ことを売春斡旋の特徴と定めている。

しかし、複数のジャーナリストによる調査、及び公的な報告や裁判記録などは、疑う余地もな

く、いくつものサイトが大規模に売春する人やその斡旋者と売春客との間の仲介をしていること、そしてより重大なのは、売春広告の費用を売春をする人あるいはその斡旋者に請求し、他者の売春から大きな利益を得ていることを示している。

この現象は警察や国の機関にも知られる広範に広がる現象である。すでに 2011 年に、国民議会は、2011 年 4 月 13 日付の報告書「フランスにおける売春に関する情報」を発表し、ネット上の売春の拡大に警鐘を鳴らした。当時の社会学者ローラン・メリトの研究は、ネット上の売春広告の数を 1 万と推定していた。議会の報告書は、これらの数字がこれらの広告のホストであるウェブサイトの解説者の一人によって確認されたと指摘している。「これらの数字の大きさは、性的性格の広告専用のコーナー「Erotica」のある、小さな広告サイト「Vicastreet」の責任者やニック・ポンスによって確認された」。

より詳しい学術的研究の結果、Psytel 社と Mouvement du Nid は 2015 年 7 月に、フランスにおける売春の経済的、社会的コストの推定を目的とする調査 Proscost の結果を発表した。この調査では、ネット上で売春する人の数を 24,000 人と推定し、内務省のある報告書は 2014 年 2 月のある一日だけで、6 のサイト（Vivastreet Erotica, G trouve Escort, G trouve massages, Wannnces massages, Escort-eden, 6anonces.com）に分散した 49,221 件の「売春広告」を特定したと指摘している。サイバー売春斡旋の被害は主として女性と少女に関連するが、男性や性的倒錯者にも及んでいる。その後のジャーナリストによる複数の調査は、一般広告サイトが：

- 売春提供につながる数千件の広告（「マッサージ」「出会い」など）の隠れたコンテンツ・ホストになっていること；
- これら売春提供広告の隠れ蓑になることで、巨額の利益を得ている（数千万ユーロまで）こと

を系統的に確認した。

アメリカでは Backpage.com が類似の容疑で追及され、サイト所有者らは自分たちはホストしているコンテンツには責任がないと主張したが、閉鎖を余儀なくされた。

警察による長い捜査と米上院の詳しい調査報告は以下を証明した：

- 売春広告の「マッサージ」や「出会い」広告への意図的な偽装は、未成年者を含む売春の提供につながる数千件の広告をネット上の自分のサイトに掲載することを許した責任を免除するどころか、重大化すること；
- Backpage による他者の売春から得た利益こそが、このサイトの経済モデルの中核であったこと。

ル・モンド紙が Vivastreet の経済モデルに関して行った調査も同じような結論で、「一年のうち、月によっては広告売り上げの 40 から 50% が 700 件のエスコート・サービス広告からのもので、これは他の種類の広告百万件の売り上げに匹敵するとして、これらの広告が偶発的であるという主

張を否定した。HCE の推算では、売り上げは 1100 万から 2100 万ユーロに上る。

また、未成年者を含む売春斡旋裁判の増加は、売春斡旋広告が Vivastreet のようなサイトに掲載されていたことを教えている。したがって、これらの事件で、各サイトはいずれも他者の売春から利益を得ていたことになる。

2017 年 9 月 15 日から 10 月 1 日までの 2 週間にネット上で報道された事件

La Voix du Nord 紙、2017 年 10 月 1 日

数週間監視と捜査を続けていたアラス警察署の捜査官らは、その日、12 人に職務質問した。そのうちの 10 人はブラジルなど南米出身の売春婦で、何人かは性的倒錯者。彼女らは Vivastreet の小広告サイトによって搾取されていた。

Le Parisien 紙、2017 年 9 月 21 日

「若い中国人女性によるフットケア」などネット上には短い広告が溢れている。これを載せたのは中国人コミュニティーのメンバーの運営する売春ネットワーク。最近、県の治安捜査官によって解体された。

中国人女性らは Wannonce や Vivastreet などのネット上でサイトを通じて客と連絡をとっている。

L' Union 紙、2017 年 9 月 15 日

昨日、Vivastreet は、シャルルビル・メジエールの「出会い」コーナーで、6 件のマッサージ広告を掲載した。正しいフランス語で書かれた広告は、売春であるとは明確に言っていない。しかし、この広告の裏には性売労働者が隠れている。

客はメールか電話で予約を取るよう指示される。女性の中に 22 歳のギャビーがいる。南米出身のなまりの強い声で、彼女はためらうことなく提供するサービスを挙げていく。「マッサージ、フェラチオ、挿入、キス。。全部を少しずつ。20 分で 80 ユーロ、30 分 100 ユーロ、1 時間 150 ユーロ」。料金はほとんどどこでも同じで、ホテルで落ち合うことが最も多い。

勧告 No. 26 : サイバー売春斡旋をなくす手段の強化

- 売春斡旋と人身売買をなくすための調査機関に、ネット上の売春斡旋をなくすための十分な人的、財政的手段を提供する。
- ホテル売春斡旋に適用される法律に倣って、他者の映像に対する責任を促進し、利益を得ているサイトの刑事責任を問うことへの障害を特定した報告を、政府に対して要請する。
- 売春をする人を支援する団体に、売春を防止し、被害者を支援する手段を提供する。

フランス共和国 女男平等高等評議会

「女性に対するオンライン暴力の不処罰を根絶する：
被害者の緊急な要求」(2017年11月)

発行：日本共産党国会議員団
2017年ドイツ・フランス性刑法調査団

翻訳：片岡 文子